

RESONA GROUP

RESONA HOLDINGS

RESONA BANK

SAITAMA RESONA BANK

KINKI OSAKA BANK

RESONA TRUST & BANKING

リそなグループ

ディスクロージャー誌 2006



リそなホールディングス

RESONA

リそな銀行 埼玉リそな銀行 近畿大阪銀行 リそな信託銀行

りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

お客さまの信頼に応えます。

変革に挑戦します。

透明な経営に努めます。

地域社会とともに発展します。

りそなWAY(りそなグループ行動宣言)

■ お客さまと「りそな」

「りそな」はお客さまとの信頼関係を大切にします

お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。
お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。
常に感謝の気持ちで接します。

■ 株主と「りそな」

「りそな」は株主との関係を大切にします

長期的な視点に立った健全な経営を行い、企業価値の向上に努めます。
健全な利益の適正な還元を目指します。
何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。

■ 社会と「りそな」

「りそな」は社会とのつながりを大切にします

「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。
広く社会のルールを遵守します。
良き企業市民として地域社会に貢献します。

■ 従業員と「りそな」

「りそな」は従業員の人間性を大切にします

「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。
創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。
従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

りそなグループでは、再生から飛躍に向けた挑戦を本格化させ、真の金融サービスグループとなるため、お客さま、株主、社会、従業員、すべてのステークホルダーの皆さまに向けた「りそなブランド宣言」を平成18年2月に発表しました。

りそなブランド宣言

» Vision ~私たち「りそな」が目指すもの~

りそなグループは、ヒューマンコミュニケーションを大切に、お客さまひとりひとりの“満足を超える感動”を創造する金融サービスグループを目指します。

» Promise ~そのために実行すること~

私たちは、お客さまの期待と信頼にお応えするために、自ら気付き、考え、行動します。きめ細やかなリレーションシップと最適なソリューション、そしてスピード感あるサービスで、お客さまの夢の実現に貢献します。

» Slogan ~ビジョン、プロミスの思いを込めた「りそな」の新スローガン~

新しいクオリティへ、新しいスピードで。 『りそな』
HUMAN COMMUNICATION

会長メッセージ



平素より、りそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

平成16年度に集中再生期間が終了し、平成17年度は再生から飛躍に向けたステージへの1年目でありました。高収益・高ブランド銀行への体質転換ということで、「システム統合による基盤整備」、「地域を軸とした運営体制の強化」、「サービス業への更なる進化」の3つの課題に重点的に取り組んでまいりましたが、システム統合はおかげさまで大きなトラブルもなく完了し、地域運営体制につきましても、お客さまにご提供するサービスの質やスピードの面で、多くの好事例が見られるようになってきました。「サービス業への更なる進化」は、傘下銀行各社に設置したサービス改革を進める専門部署を中心に、サービスの質の向上、CS(顧客満足)の向上、ホスピタリティの浸透を進めるとともに、次世代型店舗の展開と営業店事務集約化を図ってまいりました。

この結果、業績は当初計画を大きく上回り、持続的な黒字経営の定着を明確に示すことができ、りそなホールディングスとしては初の配当という形で復配を実現することができました。

平成18年度は、地域運営体制をさらに発展させ現場主義を徹底させるなど、「りそならしい」サービスカルチャーの徹底、競争力強化のためのローコストオペレーションの徹底により、お客さま好感度No.1銀行を実現させていきたいと考えております。

本誌では、りそなグループの経営の方向性、CSR(企業の社会的責任)への取り組み、平成17年度の業績などをご説明しております。本誌がりそなグループに対するご理解を深めていただくための一助になれば幸いです。

本年2月、お客さま、地域社会などすべてのステークホルダーへの約束としてりそなブランド宣言を制定いたしました。このブランド宣言のもと、りそなグループはこれからも飛躍に向けた変革に挑戦し、企業価値の最大化に努めてまいります。何卒、今後とも皆さま方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年7月

細谷英二

株式会社 りそなホールディングス
取締役兼代表執行役会長

平成18年3月期のトピックス

りそなホールディングス

平成17年7月

■ 海外市場における優先出資証券の発行

平成17年9月

■ 海外市場における劣後特約付永久社債の発行

りそなホールディングスの子会社であるりそな銀行は、りそなグループの自己資本比率規制上の自己資本の充実、既存の劣後債務等の償還・返済、および主に欧米ならびにアジア地域の機関投資家を中心とした海外投資家層の拡大を目的に、平成17年7月に米ドル建優先出資証券を特別目的子会社を通じて発行し、同年9月には米ドル建ておよびユーロ建劣後特約付永久社債を発行しました。

平成17年9月、10月

■ 公的資金返済を本格的に開始

りそなホールディングスは、株式会社整理回収機構より借り入れている永久劣後ローンのうち、2,000億円について期限前返済を実施し、経営課題である公的資金返済について本格的な返済を開始しました。

平成18年3月

■ 女性向けIRセミナー「女性のためのMoney Recipe (レシピ) ~これで私も経済通~」開催

りそなホールディングスおよびりそな銀行は、平成18年3月22日に、初の女性向けIRセミナーを開催しました。頑張る女性たちに究極のりそなファンになってほしいという思いのもと、第一部では投資の基本的な考え方、第二部ではシンクタンク・ソフィアバンク副代表の藤沢久美さんと細谷英二会長との対談、さらにスキンケアセミナーなども行われました。180名の定員に600名のご応募をいただくなど、好評を博しました。



平成18年3月

■ りそなグループ・ホームページリニューアル

りそなグループのホームページをリニューアルしました。「りそなブランド宣言」を表現するデザインを導入し、個人投資家向けの情報、CSR活動に関する情報を充実させています。

りそな銀行

平成17年8月

■ 島根カスタマーセンターの業務開始

りそな銀行および埼玉りそな銀行は、島根県出雲市に新たにカスタマーセンター（コールセンター）を設置し、平成17年8月より業務を開始しました。テレフォンバンキング機能拡充に伴う業務量の拡大に対応したもので、東京・大阪を加えた3拠点の体制となりました。地方都市へのカスタマーセンターの設置は主要行では初めての試みであり、将来的には島根カスタマーセンターに業務を集約し、グループの中核的なカスタマーセンターとしていく予定です。

平成18年1月

■ りそな銀行と奈良銀行が合併し、奈良地域として営業開始

りそなグループの奈良地域における金融サービスの質、量および利便性を向上させることを目的に、りそな銀行と奈良銀行は平成18年1月1日付で合併し、新たにりそな銀行奈良地域として営業を開始しました。奈良県のお客さまにとって、より身近で、より存在感のある銀行となることを目指していきます。

平成18年2月

■ 女性向住宅ローンセミナーを開催

りそな銀行では、平成18年2月28日に初の女性向け住宅ローンセミナーを開催し、住宅ローンの活用法などをご説明しました。

平成18年3月

■ JR東日本のATMコーナーで、りそな銀行・埼玉りそな銀行のキャッシュカードが利用可能に

りそな銀行・埼玉りそな銀行は、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）と提携し、3月13日よりJR東日本が首都圏の駅を中心に設置しているATMコーナー「VIEW ALTTE（ビューアルッテ）」におけるりそな銀行・埼玉りそな銀行のキャッシュカードの取り扱いを開始しました。



平成18年3月

■ 女性向け情報発信サイト「Feminus Resona」を開設

りそな銀行では、平成18年3月に女性向けコミュニケーションサイト「Feminus Resona（フェミナスりそな）」を開設しました。「個人のお客さま」という広いカテゴリーであった情報発信を見直し、より細分化されたセグメントのニーズにお応えするテストケースとしてスタートしました。今後は、「Feminus Resona」のコンテンツをさらに充実させるとともに、シニア層など他のセグメント専用サイトの開設も検討しています。



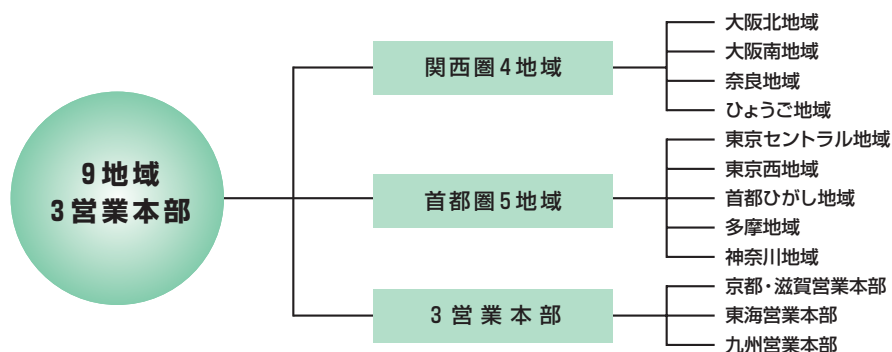
平成18年4月

■ ポイントサービス「りそなクラブ」「埼玉りそなクラブ」の取り扱い開始

りそな銀行・埼玉りそな銀行は、平成18年4月から、お取引状況に応じて“提携先企業で使えるポイントが毎月たまる”サービス「りそなクラブ」「埼玉りそなクラブ」の取り扱いをそれぞれスタートしました。お客さまの生活に身近な幅広い業界の企業（りそな銀行12社、埼玉りそな銀行6社）と提携することで、サービスの向上を図っています。今後も、提携先企業を増やすなどサービスの向上を図っていきます。

■ 地域運営体制を見直し、9地域3営業本部体制に集約

りそなグループでは、地域やお客さまのニーズにもっときめ細かく、もっとスピード感をもってお応えするため、地域に権限と責任をゆだねる「地域運営」を行っています。りそな銀行では2年間の実績を踏まえ、最適な地域編成を目指して平成18年4月より、関西圏4地域、首都圏5地域に3営業本部を加えた「9地域3営業本部」体制に移行しました。



埼玉りそな銀行

平成17年8月

■ 「地域密着型金融推進計画」の策定・公表

埼玉りそな銀行と近畿大阪銀行は、従来以上に地域のお客さまの目線に立った高品質の金融サービスの提供に徹し、地域経済・産業と「共存共栄」してこそ、当社の地域金融機関としての使命・責務を果たせるものとの考えに基づき、平成17年8月、経営の最優先テーマとして「地域密着型金融推進計画」を策定・公表しました。本計画において、「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「経営力の強化」、「地域の利用者の利便性向上」の3点を主要項目に掲げ、積極的に取り組んでいます。

平成17年8月

■ 次世代型店舗のリニューアルオープン

埼玉りそな銀行は、平成17年8月、「相談機能の強化」および「ローコストオペレーション」の両立を図る当社初の次世代型店舗として、川口支店をリニューアルオープンしました。(平成18年6月末現在、川口、北浦和西口、与野の3カ店が次世代型店舗)

平成17年10月

■ 農林水産業向け投融資商品の創設

埼玉りそな銀行は、平成17年10月より、農林水産業向けの融資商品「埼玉りそな アグリローン」、および投融資商品「埼玉りそな Vアグリファンド」の取り扱いを開始しました。当社では、規制緩和が進み、今後大規模化や異業種企業の参入が予想される農業を重要な分野と位置付け、農林水産業に従事する埼玉県内の法人および個人事業者の皆さまの資金ニーズに積極的にお応えします。

平成17年11月

■「創業・ベンチャー企業融資相談窓口」の設置

埼玉りそな銀行は、埼玉県での創業・ベンチャー支援に関する諸施策に合わせ、平成17年11月、さいたま新都心支店内に「創業・ベンチャー企業融資相談窓口」を新設し、お客さまからの創業・新事業に関するご相談にお応えしています。

平成17年12月～平成18年3月

■「中心市街地活性化事業」推進に関する協定の締結

埼玉りそな銀行は、地域経済活性化への取り組みの一環として、地域の7商工会議所、2商工会、1事業法人と相互に協力し、中心市街地活性化対策に取り組むことで合意し、平成17年12月から平成18年3月までに協定を締結しました。当社は、中心市街地の活性化については地域の各商工団体等とさらに連携を深め、地域経済の活性化推進に積極的に取り組んでいきます。

近畿大阪銀行

平成17年9月

■「近畿大阪ポイントサービス」の取り扱い開始

近畿大阪銀行は、「近畿大阪ポイントサービス」の取り扱いを開始しました。これは、個人のお客さまを対象に、当社との取引内容をポイント換算させていただき、ポイント数により決定する4つのステップに応じて各種手数料のキャッシュバック等、さまざまな特典をご提供する無料のサービスです。



■「あいするランチ」オープン

「あいするランチ」は近畿大阪銀行初の相談ブース(個室)を設置した支店です。平成16年9月の「ホットするプラザ」、同年11月の「あいするプラザ」に続くもので、「ゆっくりとご相談いただける店舗づくり」のコンセプトから生まれました。

■「通帳レス総合口座(e・eやん～ええやん～)」の取り扱い開始

近畿大阪銀行は、「通帳レス総合口座(愛称:e・eやん～ええやん～)」の取り扱いを開始しました。「e・eやん(ええやん)」は、通帳を発行しない総合口座(普通預金および定期預金)で、Web上に通帳機能・インターネットバンキング機能を持たせることにより、通帳保管・記帳の手間がかからず、いつでも自由に取引状況の確認や銀行取引が可能となります。また、近畿大阪銀行ポイントサービスの40ポイント付与の特典があります。



■「三大疾病保障特約付住宅ローン」の取り扱い開始

近畿大阪銀行では、従来の「がん診断給付金特約付住宅ローン」の保障内容をさらに拡大した「三大疾病保障特約付住宅ローン」の取り扱いを開始しました。この商品は、従来の団体信用生命保険による保障(死亡・高度障害時に給付)に加え、医師によりはじめてがんと診断された場合などにおいても、住宅ローン残高が保険金または診断給付金で全額返済されるものです。



りそな信託銀行

平成17年12月

■ 確定拠出年金向けの全運用商品が最高評価取得

大和総研の投信評価研究所が定期的に行っている確定拠出年金向け投資信託の定性評価において、りそな信託銀行が提供する年金投資基金信託8商品すべて(国内債券、外国債券、国内株式、外国株式のインデックスファンドおよびパッシブバランス型ファンド「ゴールデンエイジ株70・50・30」)が最高評価を取得しました。

平成18年4月

■ 国内債券運用が「Asian Investor」誌の「Achievement Awards」を受賞

りそな信託銀行の国内債券運用は、アジアの金融専門誌Asian Investor^(※)が優れた運用成績を収めた運用機関を表彰するAchievement Awardsを10年リスク調整後パフォーマンス部門と1年パフォーマンス部門の2部門で受賞しました。同賞は、アジア地域の運用機関にとって名誉ある賞として一般に広く知られています。

(※)Asian Investorは、香港のFinance Asia社がアジア域内の投資家、運用会社向けに発行する金融専門誌で、13,500部の発行部数を有します。

平成18年4月

■ 年金制度移行サポート体制の充実

中堅・中小企業のお客さまが多く利用されている適格退職年金制度は平成24年の廃止が予定されており、同制度をご利用のお客さまは他の制度への移行等が必要となります。りそなグループでは、お客さまの制度移行ニーズを的確に把握できるよう、りそな銀行ソリューションサポート部内に「企業年金室」を新設し、各地域に企業年金専担者を配置しました。同室とりそな信託銀行が連携することにより、制度移行をお考えのお客さまに最適なソリューションを迅速にご提案させていただくことができます。

また、企業年金業務の受託体制・制度管理体制の充実を目指して、りそな信託銀行では年金信託部内に「年金制度サービス室」を新設しました。同室は、企業年金の制度管理について多様化・高度化するお客さまのニーズに適切にご提案を行うとともに、適格退職年金の制度移行にもスピーディに対応していきます。

CSR(企業の社会的責任)について

りそなグループのCSR経営の原点は、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」にあります。すなわち、りそなグループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切に、すべてのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えています。

このような考えに基づいたCSR経営を実践していくために、りそなグループでは、りそなホールディングス会長を委員長とし、りそなホールディングスならびにグループ各銀行の社長を委員としたグループCSR委員会を設置しています。

■ 地域型中小企業再生ファンドの設立

りそな銀行と近畿大阪銀行は、大阪府内金融機関とともに、中小企業基盤整備機構およびオリックスとの共同出資による、地域型中小企業再生ファンドを設立しました。

また埼玉りそな銀行は、同機構および埼玉県内の他の金融機関等とともに地域型企業再生ファンドを設立しました。地域型中小企業再生ファンドを活用し、官民の経営資源やノウハウを集約して地域中小企業の再生を図り、地域経済の発展・活性化を図っていききたいと考えています。

■ 清酒 百天満天百2006

りそな銀行は、天神橋筋商店連合会、NPO法人天神天満町街トラスト、大阪市立大学商学部とともに、平成16年3月から天神橋筋商店街まちおこし共同企画を開始しました。共同企画のひとつとして、この地域がかつて「水どころ」であり、「酒造りゆかりの地」であったことにちなんだ銘酒復活プロジェクトを展開しています。昨年に引き続き、今年も品質にこだわりながら、製造販売の企画を進め、「清酒 百天満天百2006」を完成させました。今後も新しい酒文化を根付かせながら、街の賑わいに貢献していき、やがては大阪の観光資源のひとつに育てていききたいと考えています。



■ PFI(社会資本整備)事業への取り組み

埼玉りそな銀行は、さいたま市で初めてのPFI事業「プラザノース整備事業」に主幹事として参画しました。また、近畿大阪銀行は、大阪府が箕面市北部丘陵において実施するPFI事業「水と緑の健康都市第1期整備等事業」に対する融資シンジケート団に参加しました。今後も引き続き、地元のPFI事業を活用した公共サービスの充実や雇用機会の拡大等に、積極的に貢献していききたいと考えています。

■ インターンシップの実施

りそな銀行と埼玉りそな銀行は、地域貢献の一環として大学や地域からインターンシップ生の受け入れを行っています。りそな銀行では、営業企画などの体験を通じて、学生の将来の就業・起業に向けた意識の明確化を図り、新事業創出や有能な人材の育成に努めています。また、銀行のお取引先の中でも学生インターンシップの受け入れに積極的な企業に対し、学生の紹介もいたします。りそなグループにおける、就業体験をもとに、職業意識の醸成と将来の職業選択に役立てていただけるよう、今後も積極的に取り組んでいきます。

■「よこはまベイシティファンド」の創設

りそな銀行は、横浜市内の店舗にて、平成18年2月より「よこはまベイシティファンド」の取り扱いを開始しました。りそなキャピタルおよび横浜市の外郭団体である横浜産業振興公社と連携し、主に横浜市内で活動する将来有望な企業や株式公開準備段階にある企業を中心に、資金調達や株式公開支援ニーズに対応していきます。本ファンドとりそなグループのネットワークを活用した営業情報のご提供や各種コンサルの支援を行い、地域社会・経済の発展に積極的に取り組んでいきます。



■りそなフェスティバル開催

りそな銀行島根カスタマーセンター(島根県出雲市)は、平成18年4月、島根県金融広報委員会(事務局:日本銀行松江支店)、島根県などの後援を得て、「りそなフェスティバル」を開催しました。このイベントでは、カスタマーセンターの見学会を行うとともに、お金に関する珍しい品物の展示や金融広報誌の配布などを行いました。また、地域の小学生向けに「りそなキッズマネーアカデミー」を同時開校し、合わせて約200名の方にご参加いただきました。

■「彩の国ビジネスアリーナ2006」の開催

埼玉りそな銀行は、平成18年2月、展示商談会「彩の国ビジネスアリーナ2006」を主催しました。埼玉県内の企業を中心に、お取引先を含む約400の企業・大学・研究機関等が出展し、開催2日間で約9,000の方にご来場いただきました。



■「大阪府提携ポートフォリオ型融資」の取り扱い

りそな銀行と近畿大阪銀行は、大阪府および財団法人大阪産業振興機構との提携により「大阪府提携ポートフォリオ型融資」を取り扱っております。これは、大阪府が中小企業向けに資金供給の円滑化を目指し、無担保・第三者保証人不要型の融資制度を大阪府下の金融機関と共同開発したものです。今後も地元の事業支援を行っていきます。

■地域商工会議所等との提携による総合型DC商品のご提供

りそな信託銀行は、地域社会への貢献を目指し、大阪商工会議所、さいたま商工会議所、埼玉県商工会連合会と提携した確定拠出年金(DC)商品(「大商401kプラン」、「埼玉版商工会議所401kプラン」、「埼玉県商工会401kプラン」)をご提供しています。これらは複数の企業が1つのDC制度に加入し制度を運営することで制度導入に係るコストと事務負担の軽減を実現した「総合型DCプラン」です。中堅・中小企業の皆さまが多くご利用されている適格年金制度は平成24年に廃止となりますが、「総合型DCプラン」は各企業が年金制度の見直しを検討される中で有効な選択肢の1つとしてお役に立てるものと考えています。なお、りそな信託銀行は上記商品に加えて、「りそなDC総合型ちゃく²プラン」など多様な商品をご用意し、DC導入をお考えの皆さまに広くご提供しています。

■ 「大阪府成長性評価融資制度」の取り扱い

近畿大阪銀行は、平成18年4月より大阪府制度融資「大阪府成長性評価融資制度」の受付を開始しました。この制度は、中小企業向け資金供給の円滑化を目指す大阪府の「金融新戦略」の一環として、大阪府と財団法人大阪府産業振興機構、地域金融機関が連携して実施するものです。意欲ある中小企業・個人事業主の皆さんの事業計画の「成長性」を専門家集団である評価委員会で評価し、成長性が見込まれた場合には無担保・第三者保証人なしで融資を行うものです。今後も大阪府下の産業活性化に貢献していきます。

■ CSRファンド「誠実の杜」

りそな銀行と埼玉りそな銀行は、平成17年2月より、「AIG/りそな ジャパンCSRファンド(愛称:誠実の杜)」の取り扱いを開始いたしました。

透明性の高い経営姿勢を持つ企業を応援していくファンドで、コーポレート・ガバナンス(企業統治)、環境責任、社会的責任という3つの側面からCSR(企業の社会的責任)への取り組みを総合的に評価して投資対象を選定する、本格的なCSRファンドです。社会的に貢献する企業活動を支援しながら、「投資家」としても本ファンドを通じて間接的に社会への貢献を実現することが可能です。



■ 遺言信託、遺産整理に関する日本盲導犬協会、ユニセフとの業務提携

りそな銀行では、プライベートバンキング業務において、財団法人日本盲導犬協会、財団法人日本ユニセフ協会、日本赤十字社および社団法人日本ナショナル・トラスト協会等と業務提携しています。

提携の内容としては、各協会が、同協会へ寄贈を希望される方をりそな銀行に紹介し、りそな銀行は、紹介を受けたお客さまのご相談をお受けするとともに、「遺言信託」「遺産整理業務」の手数料を優遇するものです。また、りそな銀行は同社のお客さまで各協会へ寄贈を希望される方について、「遺言信託」「遺産整理業務」の手数料を優遇します。

本業務提携により、「自分の財産を社会的に意義のあることに使ってほしい」といったお客さまのお気持ちにお応えしていきます。

■ 「こども110番」活動

「こども110番」とは、子どもが不審者に声をかけられるなど身に危険を感じたときなどに、自ら駆け込んで助けを求めることができる緊急避難場所を提供し、110番通報等をする仕組みのことで、子どもが犯罪に巻き込まれることを未然に防止することを目的としています。

りそなグループでは、地域・社会貢献活動の一環として、平成17年4月より、グループ銀行の有人店舗(約620拠点)において、「こども110番」活動を実施しています。現在、多くの営業店が営業時間を延長していることから、児童・生徒の下校時に対応できるため、この取り組みが、少しでも地域のお役に立てればと考えています。



■ 点字カレンダー

りそなグループでは視覚障害者の生活利便を図るため、例年、点字カレンダーを制作し、全国各地の視覚障害者福祉協会や盲学校等80カ所以上へ贈呈しています。視覚障害者の方にデザインの楽しさも感じていただきたいとの思いから、イラストにも点字をほどこし、多くの利用者からご好評をいただきました。



■ 新型口座「TIMO」(ティモ)

りそな銀行と埼玉りそな銀行で取り扱っている、新型口座「TIMO」(ティモ)は、WEB上に通帳機能・インターネットバンキング機能を持たせることで、無通帳でのお取引を実現した環境にやさしい新型口座です。りそな銀行における普通預金通帳の年間発行冊数は約200万冊、重さにして約41トンにもなります。通帳を発行しない「TIMO」の活用が、紙資源の削減、ひいては環境保護につながっています。

■ 財団法人りそな中小企業振興財団

当財団は、中小企業等の技術振興を図り、わが国経済の発展に寄与することを目的として設立されました。主な事業として、毎年「中小企業優秀新技術・新製品賞」の表彰を日刊工業新聞社と共催で実施しており、昭和63年の第1回以降、過去18回で応募総数は5,632件となり、494作品を表彰しています。

受賞した各社からは売上高やシェアの増加、開発技術者のモラルの向上に役立っているほか、他社との共同開発など多面的な効果に結びついているという声が寄せられており、本賞の受賞が大きな波及効果をもたらしています。

財団では、そのほか技術振興の視点から、技術懇親会等の開催や技術移転情報提供サービスなどを行っています。



ホームページ：<http://www.resona-fdn.or.jp>

■ 財団法人りそなアジア・オセアニア財団

当財団は、平成元年の設立以来、アジア・オセアニア諸国との相互理解を深め、国際交流に貢献していくことを目的として、当該地域に関する個人および共同研究への助成、国際会議・シンポジウムの開催などに対する助成事業を行ってきました。これまでの研究成果は、論文として発刊あるいは学術誌へ公表されるなど、順次社会に還元されています。

ホームページ：<http://www.h3.dion.ne.jp/~dffao/>

■ ディーゼル車買替融資制度

りそな銀行と近畿大阪銀行は、「自動車NOx・PM法」の規制実施に伴い、ディーゼル車の買替えをされる中小企業の皆さまの車両購入資金などの資金需要にお応えするため、大阪府と共同で「大阪府ディーゼル車買替緊急融資」制度を運営しています。りそな銀行は東京都内においても同様の制度（「東京都NOx・PM法買換え特別融資あっせん制度」）を取り扱っています。また、埼玉りそな銀行は、埼玉県トラック協会と共同で「埼ト協ディーゼル車特別融資制度」を取り扱っており、同様の資金ニーズにお応えしています。

■ 環境保全対応融資ファンドの取り扱い開始

企業の環境保全対策に対する関心は年々高まり、各企業で独自の取り組みが積極的に行われています。埼玉りそな銀行では、環境保全活動および環境配慮施設・製品製造への取り組みを行う、埼玉県内の中小企業のお客さまの資金調達ニーズにより迅速かつ円滑にお応えするため、平成16年10月より、「埼玉りそな環境ファンド」の取り扱いを開始しました。本ファンドは、埼玉県の進める「環境にやさしい県づくり」に賛同し、地域貢献の観点から独自に開発した融資ファンドであり、お客さまの環境保全に対応する事業性資金ニーズにお応えするものです。

■ 多目的トイレ設置等やさしい店舗づくり(立川、祖師谷)

りそな銀行では、お客さまにやさしい店舗づくりを目指し、立川支店と祖師谷支店の2店舗に多目的トイレを設置いたしました。

今後、改装を行う店舗には、順次導入を検討していきます。

■ 社内公募制度

社内公募制度には、「ポストチャレンジ制度」「キャリアエントリー制度」「フリーエージェント(FA)制度」があります。「ポストチャレンジ制度」とは、ある特定のポストに最適な人材を配置すべく、意欲ある社員を公募する制度です。実施例として、他業種への業務出向やサービス改革等に携わるスタッフ募集などがあります。「キャリアエントリー制度」とは、自分の希望するキャリア形成に応じて、従事したい職務や研修を自己選択しエントリーする制度です。メニューは本部各種業務や短期派遣研修など多彩です。「FA制度」は、前年度に高い実績を残した社員を対象に、自分の希望するポストに、より積極的にアプローチすることを可能とする制度で、平成17年度から新たに導入されました。以上3種類の制度の活用により、社員の自己実現の機会は大きく広がっています。

■ りそなWomen's Council(ウーマンズカウンシル)

「りそなWomen's Council(ウーマンズカウンシル)」は、女性の意見をもっと経営に反映させようと経営直轄の諮問機関として平成17年4月に発足し、りそなグループで働く女性14名で構成されています。東京と大阪で開催している定例会議等では、長く働き続けられる職場環境づくりやキャリア形成のサポートができるよう、社員との意見交換を通じ検討を進めています。セミナーや交流会など社内外のネットワークづくりを通じて、男性主導型の職場から女性も活躍する職場へ展開し、男女問わず優秀な人材を登用する風土の実現を目指しています。



**RESONA
HOLDINGS**

りそなホールディングス

ディスクロージャー誌 2006

りそな ホールディングス の概要

(平成18年3月末現在)

商号	株式会社 りそなホールディングス
代表者	会長 細谷 英二 社長 水田 廣行(平成18年6月28日現在)
本店所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
設立	平成13年12月
資本金	3,272億円
従業員数	16,123人(連結) 381人(単体)
事業内容	グループの経営戦略、営業戦略等の策定、グループ内の経営資源の配分および子会社各社の経営管理等

目 次

HD15	社長メッセージ
HD16	コーポレート・ガバナンス体制について
HD18	内部統制について
HD19	内部監査体制について
HD20	コンプライアンス体制について
HD23	リスク管理体制について
HD28	グループ会社のご紹介
HD29	財務・コーポレートデータセクション

社長メッセージ



皆さまには平素より、りそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

平成15年6月の1兆9,600億円に上る公的資金による資本増強から3年が経ちました。この間、多くの皆さまからの温かい励ましとご支援を賜り、不良債権問題との決別など公約としていた目標を着実に達成することができました。

まず、平成17年3月末までを「集中再生期間」と定め、「持続的な黒字経営への体質転換」「透明性の高いスピード感のある経営の実現」「銀行業から金融サービス業への進化」を目指して抜本的な財務改革やリストラ等を断行するとともに、金融サービス業への進化に向けた業務改革に積極的に取り組んでまいりました。その結果、平成16年度に続き、平成17年度におきましても過去最高益を更新し、さらなる飛躍のための基礎づくりを着実に進展させることができたと考えております。

りそなグループは、平成18年度を「公的資金返済本格化への1年」と位置づけ、公的資金の具体的返済に向けて取り組んでまいります。公的資金の返済は当グループの最優先課題であり、早期返済へ向けた道筋をお示ししていきたいと考えております。

りそなグループは、「お客さま好感度No.1」を目指し、社員1人ひとりがお客さまに満足していただけるサービスを提供できるよう努めてまいります。地域・お客さまから最も支持される「コミュニティ・バンク・グループ」として、地域に密着したリテールバンキングを展開していきます。今後とも、皆さま方のより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年7月

水田 廣行

株式会社 りそなホールディングス
取締役兼代表執行役社長

コーポレート・ガバナンス体制について

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、責任ある経営体制の確立および経営に対する監視・監督機能の強化、ならびに経営の透明性向上に努めることで、ガバナンス強化を図る方針です。

当社は、平成15年6月のりそな銀行への公的資金の注入を踏まえ、経営の透明性および効率性を確保し、健全で効率的な経営を実践すべく邦銀初となる「委員会設置会社」としました。指名、報酬、監査の各委員会のみならず取締役会も社外取締役が過半数の構成となる運営を行うことにより経営の透明性を高めています。経営の監督と執行の機能を取締役と執行役に分離し、迅速な意思決定のため執行役への権限委譲を行う一方、その透明性と客観性を確保するために取締役による監督の強化を図り、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めていきます。

■ 取り組み状況等について

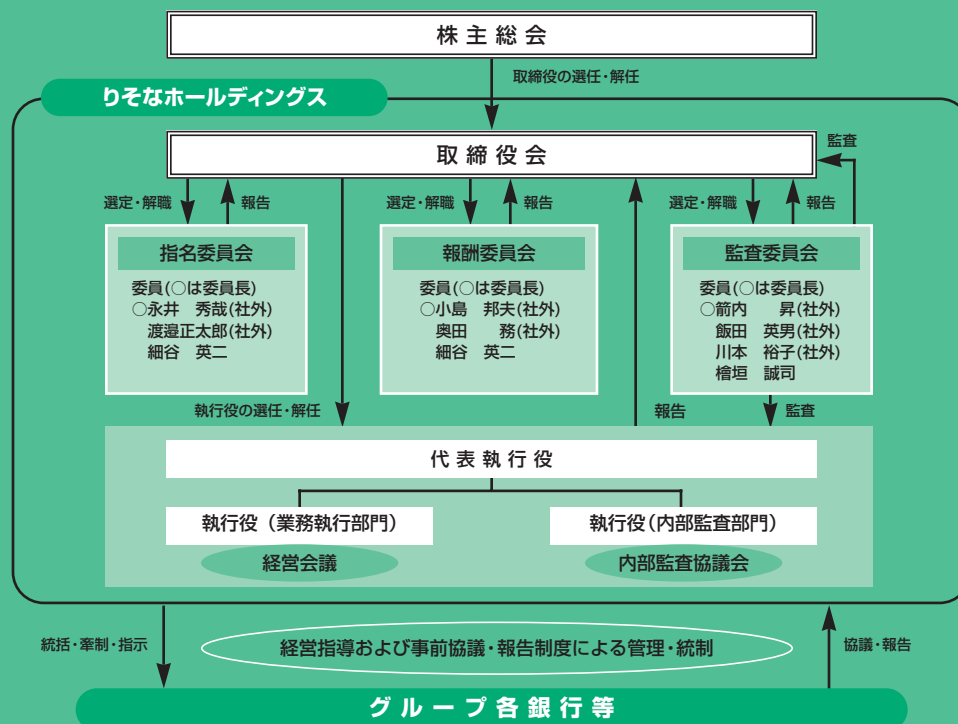
取締役会

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役7名)により構成され、グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役の職務の執行状況の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っています。平成17年6月より、グループ各銀行の社長が当社の執行役を兼務することによって定期的な報告を行うという体制としており、グループ各銀行に対する監督機能の充実を図っております。平成17年度には16回開催しています。

指名委員会

指名委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名、委員長は社外取締役)により構成され、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しています。平成15年度には当社グループ役員に求められる具体的人材像を定め、取締役の選解任についてはこの人材像に基づき決定しています。平成17年度には3回開催しています。

■ コーポレート・ガバナンス体制



報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針ならびに個人別の報酬を決定しています。平成16年度には役員退職慰労金制度を廃止するとともに業績連動報酬制度を導入し、経営状況や業績等を踏まえた支給を行うことを決定しています。平成17年度には3回開催しています。

監査委員会

監査委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役および執行役の職務執行の監査ならびに会計監査人の選解任議案の決定等を行っています。また、内部監査部等の内部統制部門と連携し、内部統制システムを監視、検証し、必要に応じて執行役等に改善を要請しています。平成17年度には14回開催しています。

経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しています。経営会議は、代表執行役および各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで経営の重要事項に係る決定の透明性を確保しています。平成17年度には42回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しています。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役および内部監査部長により構成されており、その協議・報告内容等は、監査委員会や取締役会へも報告されています。

平成17年度には15回開催され、内部監査計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っています。

グループ各銀行等に対する経営管理

当社グループでは、持株会社である当社が、グループとしての企業価値向上のため、グループ各銀行をはじめとする子会社等の経営管理を行っています。これら子会社等での意思決定および業務執行に関して、当社への事前の協議が必要な事項と報告が必要な事項を明確に定め、当社による管理および統制を実施する体制を構築しています。

■ その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

「社外取締役候補者選任基準」の制定

当社は、持続的な企業価値の創造に資するという観点から、社外取締役を招聘しています。株主総会へ上程する社外取締役候補者について経営の監督に相応しい人材を選任する基準・プロセスを明文化した、「社外取締役候補者選任基準」を指名委員会において平成18年5月に制定しています。

コーポレート・ガバナンス・スコアの取得

当社は、コーポレート・ガバナンスの質を継続的に向上させるための客観性の高い指標の1つとして、スタンダード・アンド・プアーズ社のコーポレート・ガバナンス・スコア*を取得しています。平成18年6月現在、『総合コーポレート・ガバナンス・スコア：7（優れた水準）』を取得していますが、今後も引き続きコーポレート・ガバナンスの整備と質の向上に努めていきます。

※コーポレート・ガバナンス・スコアは、企業が現時点において財務的利害関係者の利益に資する、優れたコーポレート・ガバナンスの規約および指針をどの程度まで採用・遵守しているかに関する、スタンダード・アンド・プアーズ社の見解です。

内部統制について

■ 内部統制に関する基本的な考え方

りそなグループは、将来ビジョンである「大阪・埼玉・東京を中心とする地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を実現するとともに、さらなる飛躍に向けた改革を実践し、グループ企業価値を最大化することを目指しています。

この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に関わるプロセスを明確化し、グループ内のすべての者が理解し遂行するための体制整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制を構築することを目指していきます。

■ 基本方針

当社は、りそなグループに相応しい内部統制の実現に向けて、グループ内部統制に係る基本方針について、取締役会による決定を行っています。

グループ内部統制に係る基本方針の概要

I. はじめに	<p>当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。</p> <p>本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。</p>
II. 内部統制の目的 (基本原則)	<p>当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務の有効性及び効率性の向上 2. 財務報告の信頼性の確保 3. 法令等の遵守 4. 資産の保全
III. 内部統制システムの 構築(基本条項)	<p>内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定め、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項 2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項 4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項 5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項 6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項 7. 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項 8. 執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項 9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

■ 整備状況

りそなグループでは、グループ内部統制に係る基本方針の定めに従い、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制など内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めています。

内部監査体制について

■ 内部監査とは

りそなグループにおいて「内部監査」とは、本部や営業店などの業務担当部署から独立した内部監査部署が、業務運営の管理態勢の適切性および有効性等について、客観的かつ公平に検証、評価し、必要に応じて問題点の改善に向けた提言等を行うこととしています。

各内部監査部署は、監査の対象とした部署に対し、必要に応じて指摘、提案、ならびに改善策や改善計画の策定を勧告するとともに、改善の勧告を行った事項についてはその改善状況の管理を行います。また、内部監査結果を分析し、必要に応じて監査の対象となった部署以外の業務担当部署に対しても、意見の具申や提案等を行います。

■ 組織体制

りそなグループの経営理念に掲げた、「お客さまの信頼に応え」「透明な経営に努め」るために、内部監査の果たすべき役割は非常に重要であるとの認識に立ち、以下のような体制で内部監査を実施しています。

委員会設置会社であるりそなホールディングスには、代表執行役ならびに内部監査をもっぱら担当する執行役のもとに「内部監査部」を設置しています。さらに、内部監査に関する事項を協議する等のための機関として「経営会議」とは別に、代表執行役全員、内部監査部担当執行役ならびに内部監査部長で構成される「内部監査協議会」を設置しています。

監査役設置会社であるグループ各銀行には、各取締役会のもとに「内部監査部」を設置しています。そのうち、りそな銀行、埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行には、内部監査に関する基本的な重要事項を協議する等のための機関として、取締役会に直属する「監査会議」を設置しています。

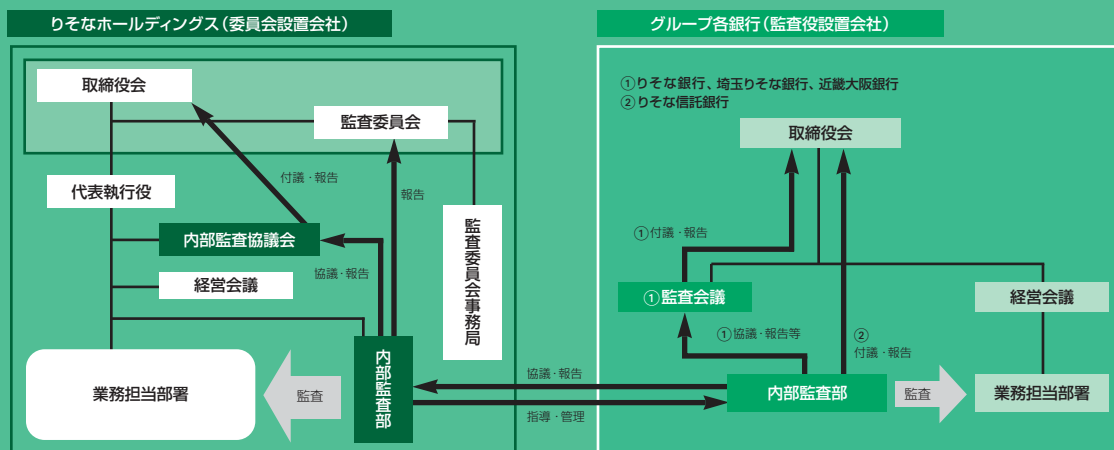
■ 機能、役割

具体的な監査の計画策定にあたっては、りそなホールディングス内部監査部が、グループの内部監査の方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」を作成し、りそなホールディングス取締役会の承認を得ます。

グループ各銀行の内部監査部は、りそなホールディングスの内部監査部と事前に協議を行い、各社の「内部監査基本計画」を策定し、それぞれの取締役会の承認を得ます。りそなホールディングスの内部監査部は、各銀行の「内部監査基本計画」をりそなホールディングスの代表執行役に報告します。

このように作成された「内部監査基本計画」に基づいて、りそなホールディングスおよびグループ各銀行の内部監査部は内部監査を実施しています。

■ グループ内部監査体制



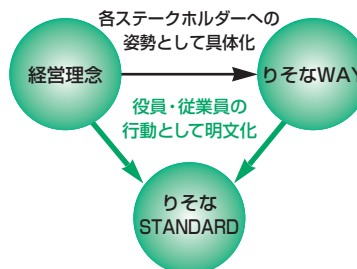
コンプライアンス体制について

■ グループの運営体制

当社にグループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設け、グループ各社のコンプライアンス統括部署と連携し、グループ一体でコンプライアンス体制の強化を図っています。また、グループ各銀行のコンプライアンス統括部署をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置して、グループのコンプライアンスに関する諸問題を検討・評価する体制としています。

■ 規範体系

りそなグループでは、役員・従業員の判断や行動の基準となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を当グループが関係する人々に対する基本姿勢の形で具体化したものとして「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」、これら経営理念とりそなWAYを役員・従業員の具体的な行動レベルで明文化したものとして「りそなSTANDARD(りそなグループ行動指針)」を制定しています。経営理念、りそなWAY、りそなSTANDARDは、当社、グループ各銀行ならびに関連会社に共通のものとし、グループ一体化を図っています。



また、当社およびグループ各社では、経営理念等をコンプライアンスの観点から具体化し、役員・従業員の役割や組織体制など基本的な枠組みを明確化した「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、従業員に配布しています。

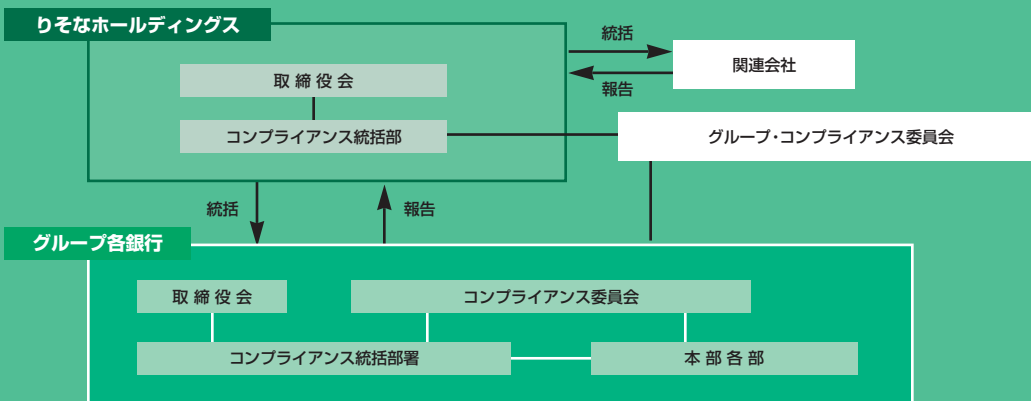
■ コンプライアンス・プログラム

りそなグループ各社では、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況について定期的に取り締役に報告することにより、計画的にコンプライアンス体制の強化策を実践しています。プログラムの策定にあたっては、特定の部署だけでなくすべての部署が自ら課題や問題認識を洗い出し、対応策ならびに実施時期を盛り込んでいます。

■ りそなSTANDARD (りそなグループ行動指針)

私たちは、りそなグループが存続し、企業価値を高めていくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」を判断や行動の基準と位置づけ、守り続けることが重要と考え、社内への周知徹底のため、

■ グループ・コンプライアンス運営体制



これらを記載した冊子およびチェックポイント形式に簡略化した携帯用小冊子を作成し、全役員・従業員に配布して、各職場内などにて研修を実施しています。

この冊子の冒頭には、りそなホールディングス会長からのメッセージ「良き企業を目指して」を掲載し、経営トップが自らの言葉で、企業が社会の一員として「社会のために何をもちたために存在するのか」という基本命題を正面に見据えていかねばならないこと、コンプライアンスのできた企業であり続けることを最も重要な課題として、企業倫理の向上に取り組まなければならないことなどを謳い、りそなグループとしてのコンプライアンスへの取り組み姿勢を明確にしています。また、冊子の作成にあたっては、できるだけ平易な文章としイラストを使用するなど、従業員がコンプライアンスを身近にとらえられるよう工夫をしました。



■ りそなSTANDARDの概要

STANDARD-Ⅰ お客さまのために

最適なサービスのご提供、誠意ある態度、守秘義務の遵守 など

STANDARD-Ⅱ 変革への挑戦

収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など

STANDARD-Ⅲ 誠実で透明な行動

法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など

STANDARD-Ⅳ 責任ある仕事

正確な事務、何事も先送りほしない、適切な報告・連絡・相談 など

STANDARD-Ⅴ 社会からの信頼

地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など

■ コンプライアンスに関する相談窓口

コンプライアンスの浸透には、従業員1人ひとりの問題意識と透明なコミュニケーションが重要であるとの認識のもと、グループのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「りそな弁護士ホットライン」および「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

この2つのホットラインは、右図のような制度内容とするとともに、正当な通報を行った従業員に対する不利益処分や嫌がらせを行ってはならないことを社内規程に明記して、グループの従業員が可能な限り利用しやすい配慮をしています。

りそな弁護士ホットライン	りそなコンプライアンス・ホットライン
社外の契約弁護士が受け付け	コンプライアンス統括部署が受け付け
コンプライアンスにかかわる疑問・問題点・悩みなどについて幅広く相談・報告が可能	コンプライアンスにかかわる疑問・問題点・悩みなどについて幅広く相談・報告が可能
専用電話を設置	専用フリーダイヤルを開設
Eメールでの相談可能	Eメールでの相談可能
匿名での相談も可能	匿名での相談も可能

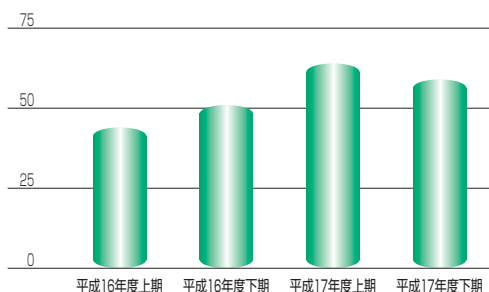
また、各種社内集合研修において趣旨を周知徹底し、前記「りそなSTANDARD」の冊子および小冊子に制度の内容や連絡先を掲載すること等により、積極的な利用促進を図っています。

現在の制度は、平成15年12月に見直しを行ったものですが、見直し以降、利用件数は増加しています。今後も継続的に定着化を図るとともに、コンプライアンス上の問題点の早期発見や透明な企業風土の構築に努めていきます。

なお、平成18年4月より公益通報者保護法が施行されたことを踏まえ、上記ホットラインを通報窓口とするとともに、当社およびグループ各社において内部通報規程等を整備し、通報者の保護を図っています。

■ ホットライン利用件数の推移

(単位：件)



※「りそな弁護士ホットライン」「りそなコンプライアンス・ホットライン」の合計です。

■ コンプライアンス意識調査

平成16年度以降、従業員における「経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」の認知度・浸透度を図ることなどを目的として、グループに勤務している社員等を対象とした意識調査を実施しています。

これによると、「りそなSTANDARD」や「ホットライン制度」について相応の認知、浸透が図られていると考えられる一方で、研修啓発活動を強化すべきとする意見が多いなど、取り組むべき課題も明らかとなっています。

今後も引き続き、同様の意識調査を実施していく予定です。

■ 個人情報保護法への対応

平成17年4月、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が全面的に施行されました。りそなグループでは、これまでもお客さまに関する資料の社外への持ち出しを制限するなど、お客さまの情報の管理体制を整備してきましたが、法の施行に合わせて情報の適切な保護に向けた決意として、グループ各社で共通の内容の「個人情報保護宣言」を公表しました。

また、お客さまからの情報開示などの請求の受け付けや個人情報の利用目的の公表・明示などの手続きを新たに導入し、個人情報の取り扱いにおける透明性の確保に努めるとともに、社員との間で業務上知り得た情報の非開示契約を締結するなど、情報の保護策を取っています。

りそなグループでは、今後も社員全員がお客さまの大切な情報をお預かりしていること、情報の取り扱いに関する事故の発生が当グループの信用に重大な影響を及ぼすことを自覚するとともに、継続的に情報管理体制の強化に取り組んでいきます。

個人情報保護宣言

私たちは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指すりそなグループの一員として、皆さまのご要望にお応えしお役に立つことによって、皆さまとの確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。そのためにも、皆さまからお預かりしている情報について適切な保護を図り、安心してお取引いただけますよう努めてまいります。

1. 私たちは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連する法令ならびに社会規範の遵守を徹底します。
2. 私たちは、適法かつ公正な手段により情報を収集するとともに、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報を利用目的の範囲内で適切に取扱います。
3. 私たちは、皆さまが私たちを信頼してお取引くださっていることを強く認識し、お預かりしている情報の漏えい・紛失等の防止に努めます。
4. 私たちは、皆さまからのお問い合わせ、ご意見、あるいは苦情などに対して、真摯にかつ適切に取組みます。
5. 私たちは、情報の取扱いに関する方針・組織体制・ルール、および情報の保護に向けた各種の取組みについて、継続的に見直しを行い、改善と向上に努めます。

リスク管理体制について

■ リスク管理の基本的な考え方

当グループは、平成15年5月に公的資金を申請し、約2兆円に及ぶ公的資金による資本増強を行うこととなり、国民、お客さまならびにその他関係者の方々に対し、多大なご負担、ご迷惑をおかけいたしました。そのような事態に至った原因として、過度のリスクに対し適切な対応が取れなかったなど、リスク管理体制に不備があったものと認識しています。

当グループは、こうした反省を踏まえつつ以下の3原則に則ったリスク管理を実践し、健全な経営を確保するとともに、創造性に富んだ金融サービス企業を目指していきます。

1. 経営体力を超えたリスクテイクを行わない
2. 顕在化した損失もしくは顕在化が予見される損失は、先送りせずに早期処理を行う
3. 収益に見合ったリスクテイクを行う

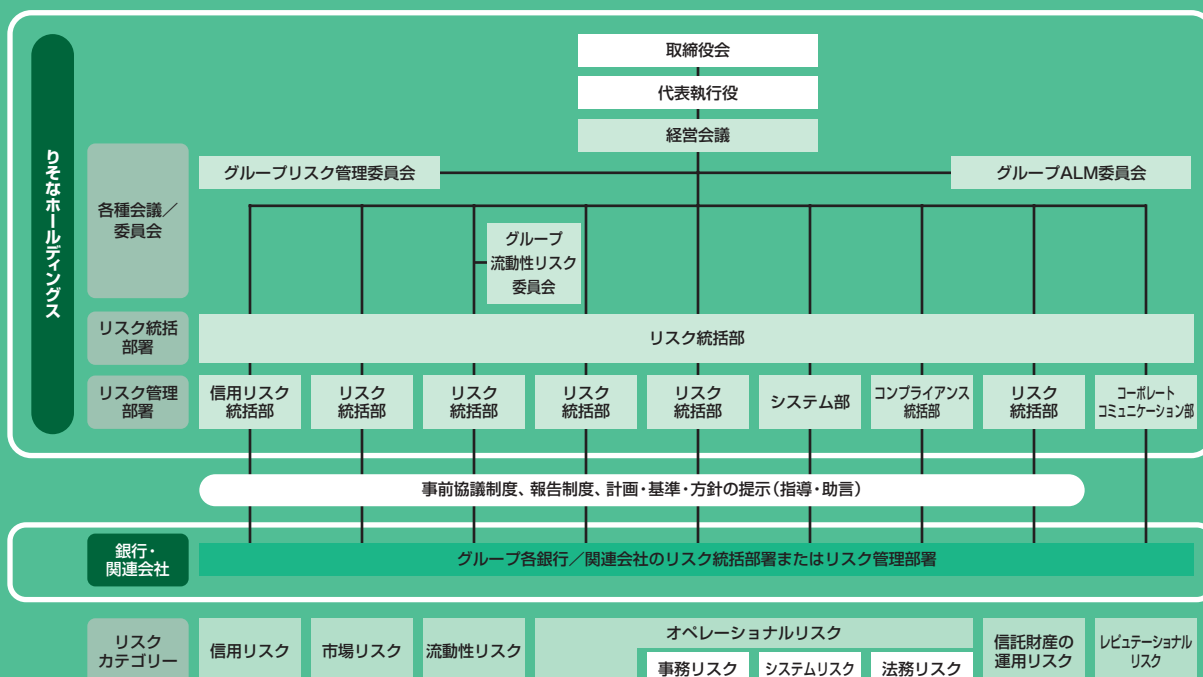
■ グループのリスク管理体制

りそなホールディングス

当グループのリスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定しています。当該方針においては、前述したリスク管理に関する3原則等の当グループが守るべきリスク管理の基本的考え方、管理すべき各種リスクの定義、適切なリスク管理を行うための組織・体制およびその役割、各種リスクを管理するための基本的枠組み、リスク管理を行うための人材育成について定めています。

りそなホールディングス内に、リスクカテゴリーごとのリスク管理部署を設け、グループ各社におけるリスクの状況を把握するとともに、各社に対して指導・助言を行っています。加えて、グループの各種リスクの統合管理部署であるリスク統括部を設けて、リスク管理の強化に努めています。

■ グループのリスク管理体制図



りそなグループ各社(グループ各銀行、主要関連会社)

グループ各銀行は、りそなホールディングスの「グループリスク管理方針」に則り、各々の業務の規模・特性等を踏まえて、別途リスク管理方針を制定しています。また、リスクカテゴリーごとのリスク管理部署およびリスク統括部署を設置し、それぞれの業務およびリスクの状況に応じたリスク管理を行っています。

主要関連会社においてもリスク管理方針を制定し、リスク統括部署等のリスク管理体制を整備しています。各々の業務特性を踏まえてリスク管理を行う一方、本来業務以外では極力リスクをとらない方針としています。

なお、グループ各社は、リスク管理上の重要事項の決定に際してりそなホールディングスと事前協議を行うとともに、定期的にリスクの状況をりそなホールディングスへ報告しています。

■ 信用リスク管理

信用リスクは、銀行業務を行ううえで生じるリスクのうち最も主要なもので、当グループでは、信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないしは消失することにより損失を被るリスク」と定義しています。

りそなホールディングスでは、当グループのリスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を定めており、さらにグループ統一の信用リスク管理の基本原則として、平成15年12月に「グループ・クレジット・ポリシー」を制定し、信用リスク管理体制の整備を進めています。

過去における個別与信に対する不十分な取り組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反省を踏まえ、「グループ・クレジット・ポリシー」では、原理・原則に立ち返った厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスク管理の2つの柱と位置づけました。

また、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を反映し、お客さまへの説明責任や担保・保証に過度に依存しない取り組みを明記しています。

グループ各銀行は、「グループ・クレジット・ポリシー」に準拠した自社のクレジット・ポリシーの制定、信用リスク管理のための各種規程・基準の整備、営業推進部署と審査部署の原則分離、信用格付・自己査定制度等による与信先の信用状況評価、与信分散のためのクレジット・シーリング制度の導入、信用リスクの計量化等を行っています。

りそなホールディングスは、グループ各銀行のリスク管理に関する方針・各種規程、与信管理上の重要な施策に関する事前協議を通して、各銀行のリスク管理体制について指導・助言を行っています。また、グループ各銀行の信用リスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しています。

■ 市場リスク管理

市場リスクとは、長短金利、債券・株式、外国為替等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスク、また資産・負債間の金利約定期間・時点、基準金利の違いから、金利変動により損失を被るリスクです。

グループ各銀行は、市場業務の規模や特性等に応じたリスク管理体制を整備しています。フロントオフィスやバックオフィスから独立したミドルオフィス(リスク管理部署)において、ポジション、バリュエーション・アット・リスク(VaR)、損益等を算出し、それらに対して各種限度を設けています。

りそなホールディングスでは、グループ各銀行の市場リスクに関する限度、管理方針・管理規程等の妥当性の検証等を行っています。また、グループ各銀行の市場リスクの状況、市場取引の損益および各種限度の遵守状況を管理し、状況を経営陣に報告しています。

市場性のある株式の残高については、グループ銀行合計約4千億円まで圧縮しています。また、株式相場の上昇によって現状大きな含み益を抱える状況となっています。

【グループのVaRの実績値】

平成17年4月1日～平成18年3月31日における、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の各計数の単純合算値は以下のとおりとなっています。

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値	【VaRの定量基準】		
トレーディング取引	4	8	0	3	① 信頼区間	片側99%	片側99%
バンキング取引	1,115	1,115	683	884	② 保有期間	10日間	20日間

※政策保有株式を除く。また、近畿大阪銀行はバンキング取引のみ。

【グループのトレーディング取引に関するストレステスト】

トレーディング取引に関して、過去5年間で最悪の損失が発生するシナリオを用いたストレステスト結果は、9億円となっています（りそな銀行、埼玉りそな銀行の平成18年3月末基準値の単純合算）。

【グループのアウトライヤー基準試算結果】

りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行のバンキング取引におけるアウトライヤー基準^(注)に係る試算値の単純合算は以下のとおりです。

(平成18年3月末基準)		
	損失額	自己資本に対する割合
アウトライヤー基準試算	2,178億円	9.1%

(注) パーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)では、銀行勘定の金利リスクについて、一定のストレス的な金利シナリオのもとで発生する損失額が広義の自己資本(Tier1+Tier2)の20%を超えるものを「アウトライヤー基準」とし、これに抵触した場合にはリスク量の削減等の対応が求められる可能性があります。

※アウトライヤー基準における損失額算定方法
金利シナリオは、観測期間5年、保有期間1年で観測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値を使用。
コア預金の満期は最短期間に設定。なお、コア預金の定義は、今後より合理的な方法による再定義づけを行っていきます。

■ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

流動性リスク管理にあたっては、経営システム全体にとって最も基本的かつ重要なリスクであるとの認識のもと、すべての経営戦略に先立って安定的な資金繰りを達成することを目的として管理しています。戦略・目標を定める際には流動性リスクを考慮するとともに、資金繰りの状況に応じた業務運営を行います。

グループ各銀行は、自らの流動性リスクの状況に応じた管理指標を用いて資金繰りの状況を把握し、必要に応じて流動性リスクガイドラインを設定して管理しています。

りそなホールディングスは、グループ各銀行の流動性リスクの状況を管理し、経営陣に状況を報告するとともに、必要があれば資金繰り運営に関する指導を行います。

■ オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスクであり、以下の事務・システム・法務リスクを含む広義の概念です。当グループでは、オペレーショナルリスク関連損失データの収集・分析およびリスク計量化の実施、オペレーショナルリスクに関する自己評価制度の導入等、オペレーショナルリスク管理の高度化に積極的に取り組んでいます。

事務リスク管理

事務リスクとは、役員および従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。

業務プロセスや事務処理に関して、簡素化・集中処理化・システム化の対応を推進するとともに、教育・研修を継続的に行っています。外部への業務委託の管理体制の構築も進めています。

また、事務過誤・不祥事件等の発生状況を定期的に把握し、事務リスクの所在および原因・性質を総合的に分析することにより、その結果を再発防止ならびに事務リスクの軽減策の策定に活かし、事務リスク管理体制の強化に努めています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

当グループでは、システムリスクを単に技術的な問題としてとらえるのではなく、顕在化した場合は社会的に影響を与えて経営を揺るがしかねないリスクとして認識しています。そのため、システムに関する障害・不備防止対策、不正防止対策等のリスク管理の基準を定めるとともに、システム障害を想定したコンティンジェンシープランを整備することにより、システムリスクの軽減に努めています。

法務リスク管理

法務リスクとは、法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスクです。当グループでは、法務リスクがあらゆる業務に内在するリスクであることを意識し、法令・諸規程を遵守した厳正な業務運営を行っています。

グループ各銀行は、法務リスクの管理部署等によるコンプライアンス・チェックの実施や指導・助言を通じて、法務リスクの顕在化の回避、事故の未然防止を図るとともに、計画的な法務研修を通じて役員・従業員の遵法意識ならびに法務リスクに対する認識の向上を図っています。また、法務リスクの管理部署が訴訟等の情報を統括管理することにより、法務リスクの状況を的確に把握できるよう管理体制を整備しています。

りそなホールディングスは、グループ各銀行との協議・報告を通じて、法務リスクの管理体制について必要な指導・助言を行うとともに、グループ各銀行における訴訟等の法務リスクの状況を一元的に管理しています。

■ 信託財産の運用リスク管理

信託財産の運用リスクとは、信託財産の運用において、本来果たすべき忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任を怠ったことに起因して発生する事象により、現在および将来においてその責任を問われ損失を被る、または得べかりし利益を喪失するリスクです。

当グループでは、受託者責任を全うして受益者の利益に資するよう運用の適正性を確保するとともに、信託財産の市場リスク・信用リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等を適切に把握し管理すべく、管理体制を整備しています。

■ レピュテーションリスク管理

レピュテーションリスクは、マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスクをいいます。

レピュテーションリスクは、流動性リスク等の各種リスクとの連鎖性を有していることから、対応次第で予想を超えた不利益となる恐れがあり、経営上重要なリスクと位置づけて管理しています。広報・IR活動を通じて、当グループに対する社会、お客さま、株主等の理解と信頼を得ることにより、レピュテーションリスクの顕在化を防止します。

りそなホールディングスにおいては、グループ各社からレピュテーションリスクにつながるような、グループの経営に重大な影響を及ぼすと思われる情報について報告を受ける体制を整備し、りそなホールディングスにおいて情報の一元管理を行うことで、速やかに対策が取れるよう適切な管理体制を構築しています。

なお、情報の不統一を防止する観点から、対外的な問い合わせおよび公表窓口は、りそなホールディングスに一元化しています。

■ バーゼルⅡ対応

国際決済銀行のバーゼル銀行監督委員会で検討されてきたバーゼルⅡ（いわゆる新BIS規制）に沿って、現在、監督当局をはじめ各金融機関では、その対応の準備が進んでいます。

新たな規制は、銀行自身のリスクの状況に応じた自己資本の充実、金融機関の自己管理と監督上の検証、情報開示を通じた市場規律の確保を「3つの柱」とし、これら3つの柱が一体となって金融システムの安全性と健全性を保つという考え方に立っています。そのため、銀行におけるリスクの内容をより反映した規制となっており、銀行が自らのリスクの状況や管理手法に応じて、必要とされる自己資本を計算する方法を選択できるようになります。

りそなグループでは、バーゼルⅡへの積極的な対応は自らのリスク管理の高度化に資するとの認識のもと、従来から規制の対象となっている信用リスクはもとより、今回新たに規制の対象となるオペレーショナルリスクについても、計測手法や管理体制等の整備を進めています。

グループ会社のご紹介

■ グループ銀行

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に4つの銀行(りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、りそな信託銀行)を有する金融グループです。グループ各銀行がそれぞれの地域特性に応じた地域密着の営業を行うとともに、年金・法人信託業務は「りそな信託銀行」に集約し高度化することで、グループすべてのお客さまに対して、質の高い金融サービスを身近な形でご提供しています。

■ グループ会社

主なグループ会社についてご紹介します。

りそなカード株式会社

【カード】

当社は、株式会社クレディセゾンとの業務提携により、りそなブランドのクレジットカード『りそなカード《セゾン》』『りそなゴールド《セゾン》』を発行している他、JCB・UC・VISAブランドのカードを取り扱っています。りそなグループのクレジットカード会社として、当社ならではの生活密着型のサービスを提供し、会員の皆さまに十分にご満足いただけるよう取り組んでいます。また、法人カードや加盟店業務においても、さまざまなお客さまのニーズにお応えしています。

(東京本社) 東京都中央区日本橋室町1-2-6 電話 03-5255-9700(代表)

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8 電話 06-6203-9321(代表)

ホームページ<http://www.resonacard.co.jp>

りそな総合研究所株式会社

【ビジネスコンサルティング】

当社は、経営者の皆さまのパートナーとしてさまざまな経営課題解決のお手伝いをさせていただきます。経営・財務・人事制度・マネジメントシステム構築(各種認証取得支援)等の経営コンサルティングのほか、マネジメントスクール(事業後継者育成)・企業内研修・公開セミナー、会員向け経営相談サービスなどを通じて強い会社づくりに役立つソリューションをご提供していきます。

(東京本社) 東京都中央区京橋1-3-1 電話 03-3242-1155

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1 電話 06-6203-3021

(埼玉本社) 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-4-10 電話 048-824-5411

(名古屋支店) 愛知県名古屋市中区錦2-15-22 電話 052-221-6781

ホームページ <http://www.rri.co.jp>

りそなキャピタル株式会社

【ベンチャーキャピタル】

当社は、りそなグループのベンチャーキャピタルとしてグループ各社と連携し、株式公開を展望する中堅・中小企業の成長支援、企業価値向上策のご提案を積極的に推進していきます。

(東京本社) 東京都中央区京橋1-3-1 電話 03-3270-3311

(大阪支社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1 電話 06-6232-0052

ホームページ<http://www.resonacapital.co.jp>

りそな決済サービス株式会社

【ファクタリング・代金回収代行】

当社は、りそなグループの代金回収代行、ファクタリング会社として、資金決済に係る事業を通じ、お客さまのさまざまなニーズにお応えしていきます。

(東京本社) 東京都中央区日本橋茅場町1-10-5 電話 03-5640-8181(代表)

(大阪支店) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8 電話 06-6222-7722

(さいたま支店) 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-4-10 電話 048-823-8371

ホームページ <http://www.resona-ks.co.jp>

財務・コーポレートデータセクション

CONTENTS

- HD 30 平成18年3月期の業績について
- HD 32 平成18年3月期の不良債権処理について
- HD 35 主要な経営指標等の推移(連結情報)
- HD 36 主要な経営指標等の推移(単体情報)
- HD 37 連結財務諸表
- HD 50 主要な業務の状況を示す指標(連結情報)
- HD 52 預金・貸出金に関する指標(連結情報)
- HD 53 有価証券に関する指標(連結情報)
- HD 53 有価証券の時価等情報
- HD 54 金銭の信託の時価等情報
- HD 55 デリバティブ取引情報
- HD 57 自己資本比率の状況
- HD 61 単体財務諸表
- HD 65 信託業務に関する指標(連結情報)
- HD 66 資本の状況他(単体情報)
- HD 68 組織
- HD 71 子会社等の状況
- HD 74 りそなグループの店舗ネットワーク

平成18年3月期の業績について

当社グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく様々な改革に取り組んでまいりました。平成17年度においても、地域とサービスを軸にしたお客さま発・地域発の戦略の実施を通じて収益力強化とブランド力の回復を進めるために、「地域を軸とした運営体制の強化」、「サービス業への更なる進化」、「システム統合による基盤整備」の3つの改革を重点課題として取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

資産・負債・資本等の状況

総資産は40兆3,995億円と前連結会計年度末比8,361億円増加いたしました。

資産では、有価証券は前連結会計年度末比7,433億円増加して8兆219億円に、貸出金は前連結会計年度末比8,938億円増加して26兆2,096億円になったほか、コールローン及び買入手形が前連結会計年度末比3,190億円増加して9,868億円となっております。なお、一方で現金預け金は前連結会計年度末比1兆3,332億円減少して1兆6,910億円となりました。

負債につきましては、預金は前連結会計年度末比3,779億円減少して31兆5,972億円となりましたが、譲渡性預金は6,953億円増加して1兆7,237億円に、社債は2,074億円増加して7,634億円となりました。なお、定期預金は前連結会計年度末比5,523億円減少し、11兆8,805億円となっております。

資本勘定は、利益剰余金の増加や、株式相場が堅調に推移したことなどに伴うその他有価証券評価差額金の増加などにより、前連結会計年度末比4,706億円増加し、1兆6,570億円となりました。なお、優先株式に係る純資産額を控除して計算した1株当たり純資産額は、△78,499円52銭となっております。

経営成績

経営成績につきましては、経常収益が前連結会計年度比295億円減少し、1兆470億円となりました。内訳をみると、貸出金利息は減少しておりますものの、有価証券利息配当金などの増加により資金運用収益全体としては、前連結会計年度比80億円増加して6,099億円となっております。役務取引等収益に関しましては、フィービジネス等に対する取り組みが順調に成果をあげており、前連結会計年度比270億円増加して2,113億円となりました。また、その他経常収益が前連結会計年度比590億円減少して1,082億円となっておりますが、これは、価格変動リスクの圧縮のための保有株式の売却が一段落したことから、株式等売却益が減少したことなどによるものであります。

経常費用は、前連結会計年度比13億円減少し、6,787億円となりました。内訳では、資金調達費用が前連結会計年度比6億円増加の601億円、役務取引等費用が前連結会計年度比37億円増加の669億円などとなっております。その他業務費用につきましては、国債等債券売却損の増加などにより、前連結会計年度比195億円増加して、429億円となりました。その他経常費用につきましては、貸倒引当金は181億円の繰入となりましたものの、貸出金償却や債権売却損などの不良債権処理の減少などにより、前連結会計年度比274億円減少して、1,244億円となっております。また、営業経費につきましては、前連結会計年度比19億円増加の3,840億円となっております。

特別損失につきましては、前連結会計年度におきましては年金制度改定に伴う損失など559億円を計上したのに対し、当連結会計年度は優先出資証券の償還損などにより237億円となっております。

以上の結果、連結経常利益は前連結会計年度比281億円減少し、3,683億円に、連結当期純利益は前連結会計年度比176億円増加し、3,832億円となりました。また、1株当たり当期純利益は31,943円14銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めております。

当社(単体)の経営成績につきましては、営業収益は傘下子銀行からの受取配当金の増加などに伴い、前事業年度比2,429億円増加して3,175億円で、経常利益は前事業年度比2,455億円増加して3,021億円となりました。また、特別損失や税金費用を加味した後の当期純利益は、前事業年度比2,545億円増加して2,990億円となっております。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、9.97%となりました。

キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比707億円支出が減少して、4,846億円の支出となりました。これは、貸出金の増加が主な要因となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより、前連結会計年度比1兆858億円支出が増加して、5,410億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比3,141億円支出が増加して、2,429億円の支出となりました。内訳といたしましては、劣後特約付社債や優先出資証券の発行により約4,300億円の収入となった一方で、劣後特約付借入金の返済、劣後特約付社債、優先出資証券の償還により約6,500億円の支出となっております。これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比1兆2,685億円減少して1兆4,756億円となりました。

配当政策

平成18年3月期の普通株式配当につきましては、収益力向上のための諸施策の実施により経営健全化計画を上回る利益水準を達成する等、復配に向けた諸条件が整うことから、平成18年5月23日開催の取締役会において「1株当たり1,000円」と決定いたしました。また、優先株式配当につきましても、同日の取締役会において所定の配当を決定いたしました。

当社グループでは、今後とも企業価値向上に向けた経営改革に努め、公的資金の早期返済を実現したいと考えており、この観点から、内部留保蓄積を優先し利益の社外流出は抑制することといたします。従いまして、平成19年3月期以降の普通株式配当につきましても、当面は平成18年3月期の配当額を基本として、安定配当に努めることといたします。

■ 連結損益の概要 (単位:億円)

	平成17年 3月期	平成18年 3月期
経常収益	10,765	10,470
連結粗利益	7,631	7,686
営業経費(△)	3,820	3,840
一般貸倒引当金繰入額(△)	—	△107
臨時収支	154	△270
うち株式関係損益	910	585
うち不良債権処理額(△)	820	742
経常利益	3,964	3,683
特別利益	490	579
特別損失(△)	559	237
税金等調整前当期純利益	3,895	4,025
法人税等調整額(△)	23	△91
当期純利益	3,655	3,832

■ 単体損益の概要 (単位:億円)

	平成17年 3月期	平成18年 3月期
営業収益	745	3,175
営業費用(△)	180	155
営業利益	565	3,020
営業外収益	1	1
営業外費用(△)	1	1
経常利益	565	3,021
特別損失	120	151
関係会社株式評価損	120	120
関係会社株式譲渡損	—	30
税引前当期純利益	445	2,869
法人税、住民税及び事業税(△)	0	△37
法人税等調整額(△)	—	△82
当期純利益	445	2,990
前期繰越利益(△は前期繰越損失)	△9,212	244
減資による欠損てん補額	9,212	—
当期末処分利益	445	3,235

平成18年3月期の不良債権処理について

■ 与信関連費用の内訳

(単位: 億円)

	平成17年3月期	平成18年3月期
信託勘定不良債権処理額 (A)	11	0
一般貸倒引当金繰入額 (B)	—	△107
不良債権処理額 (C)	820	742
貸出金償却	641	459
個別貸倒引当金繰入額	—	289
特定海外債権引当勘定繰入額	—	△0
その他不良債権処理額	178	△6
与信費用戻入額 (D)	△416	△572
貸倒引当金戻入	△213	—
償却債権取立益	△203	△572
与信関連費用 計 (A) + (B) + (C) + (D)	415	62

(注) 1. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の合算が戻入超過の場合 (平成17年3月期が該当)、特別利益として貸倒引当金戻入を計上しています。

2. 与信費用関連の表示で△は戻入 (利益) を示しています。

■ 金融再生法基準開示債権 (3行合算)^(注) (元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後) (単位: 億円)

	平成17年3月期	平成18年3月期
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	975	634
危険債権	4,014	2,926
要管理債権	4,198	3,547
金融再生法基準開示債権 小計	9,188	7,108
正常債権	261,978	270,885
金融再生法基準開示債権 総合計	271,167	277,993

(注) 平成18年3月期は、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。なお、平成17年3月期は、奈良銀行を含む4行の計数を合算しております。

■ リスク管理債権の状況 (連結) (元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後) (単位: 億円、%)

	平成17年3月期		平成18年3月期	
	リスク管理債権	貸出金残高(期末残)に対する比率	リスク管理債権	貸出金残高(期末残)に対する比率
破綻先債権	200	0.07	133	0.05
延滞債権	4,897	1.91	3,557	1.34
3ヵ月以上延滞債権	260	0.10	156	0.05
貸出条件緩和債権	4,193	1.64	4,076	1.54
合計	9,552	3.74	7,924	3.00

■ 貸倒引当金等の状況 (連結)

(単位: 億円)

	平成17年3月期	平成18年3月期
一般貸倒引当金	3,712	3,541
個別貸倒引当金	2,557	1,842
特定海外債権引当勘定	0	0
貸倒引当金 合計	6,270	5,384
特定債務者支援引当金	—	—
債権償却準備金	6	5

■ リスク管理債権に対する引当率 (連結)

(単位: %)

	平成17年3月期	平成18年3月期
部分直接償却実施後	65.70	68.01

引当率 = (貸倒引当金合計 + 特定債務者支援引当金 + 債権償却準備金) / リスク管理債権合計

■ リスク管理債権の状況 (3行合算)^(注) (元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後) (単位: 億円、%)

	平成17年3月期		平成18年3月期	
	リスク管理債権	貸出金残高(期末残)に対する比率	リスク管理債権	貸出金残高(期末残)に対する比率
破綻先債権	177	0.06	115	0.04
延滞債権	4,677	1.81	3,360	1.27
3ヵ月以上延滞債権	260	0.10	155	0.05
貸出条件緩和債権	3,938	1.53	3,392	1.28
合計	9,052	3.52	7,024	2.66
部分直接償却実施額	5,855	2.27	4,031	1.52

(注) 平成18年3月期は、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。なお、平成17年3月期は、奈良銀行を含む4行の計数を合算しております。

■ 貸倒引当金等の状況(3行合算)^(注)

(単位:億円)

	平成17年3月期	平成18年3月期
一般貸倒引当金	2,884	2,639
個別貸倒引当金	2,474	1,764
特定海外債権引当勘定	1	1
貸倒引当金 合計	5,360	4,405
特定債務者支援引当金	—	—
債権償却準備金	6	5

(注) 平成18年3月期は、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。なお、平成17年3月期は、奈良銀行を含む4行の計数を合算しております。

■ リスク管理債権に対する引当率(3行合算)^(注)

(単位:%)

	平成17年3月期	平成18年3月期
部分直接償却実施前	75.27	76.35
部分直接償却実施後	59.28	62.78

引当率=(貸倒引当金合計+特定債務者支援引当金+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

(注) 平成18年3月期は、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。なお、平成17年3月期は、奈良銀行を含む4行の計数を合算しております。

■ オフバランス化の実績

危険債権以下(金融再生法基準)の債権残高(3行合算)^(注)(元本補てん契約のある信託勘定含む)

(単位:億円)

	平成12年度 上期末	平成12年度 下期末	平成13年度 上期末	平成13年度 下期末	平成14年度 上期末	平成14年度 下期末	平成15年度 上期末	平成15年度 下期末	平成16年度 上期末	平成16年度 下期末	平成17年度 上期末	平成17年度 下期末	進捗率
平成12年度上期発生分	15,549	10,967	8,687	6,101	5,280	2,584	1,935	716	425	223	136	88	99.4%
破産更生等債権	4,196	3,730	2,929	2,383	1,993	1,440	1,294	405	242	119	77	41	—
危険債権	11,353	7,237	5,758	3,717	3,286	1,144	641	310	182	103	58	47	—
平成12年度下期発生分		4,597	3,721	3,115	1,728	1,219	860	219	142	79	55	34	99.2%
破産更生等債権		579	341	380	510	382	179	86	63	29	21	9	—
危険債権		4,018	3,379	2,735	1,218	836	681	133	79	49	34	25	—
平成13年度上期発生分			2,027	1,206	912	627	424	222	86	53	34	17	99.1%
破産更生等債権			542	380	318	254	190	49	35	12	8	4	—
危険債権			1,484	825	593	373	234	172	50	40	26	13	—
平成13年度下期発生分				9,983	7,106	3,213	1,885	829	547	169	126	86	99.1%
破産更生等債権				1,280	1,035	949	925	428	312	66	49	29	—
危険債権				8,703	6,071	2,263	960	401	235	102	77	56	—
平成14年度上期発生分					1,873	1,307	822	381	236	101	66	57	96.9%
破産更生等債権					467	343	297	163	109	43	23	22	—
危険債権					1,405	964	525	217	127	57	42	35	—
平成14年度下期発生分						2,463	1,426	748	490	267	182	140	94.2%
破産更生等債権						517	469	239	143	72	42	27	—
危険債権						1,945	956	509	347	195	140	113	—
平成15年度上期発生分							11,245	4,459	2,344	1,379	898	266	97.6%
破産更生等債権							3,078	411	276	161	128	104	—
危険債権							8,166	4,047	2,067	1,218	769	162	—
平成15年度下期発生分								2,449	1,277	521	374	253	89.6%
破産更生等債権								252	171	90	53	62	—
危険債権								2,196	1,105	430	321	191	—
平成16年度上期発生分									2,384	626	420	230	90.3%
破産更生等債権									186	142	75	35	—
危険債権									2,197	484	344	194	—
平成16年度下期発生分										1,569	877	506	67.7%
破産更生等債権										236	97	62	—
危険債権										1,332	780	444	—
平成17年度上期発生分											1,192	591	50.3%
破産更生等債権											129	99	—
危険債権											1,062	492	—
平成17年度下期発生分												1,285	—
破産更生等債権												136	—
危険債権												1,149	—
合計	15,549	15,565	14,436	20,407	16,901	11,417	18,600	10,026	7,934	4,990	4,365	3,560	—

進捗率は平成17年度下期末残高と発生期末残高との比較

(注) 平成18年3月期は、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。なお、平成17年3月期は、奈良銀行を含む4行の計数を合算しております。

■ 金融再生法上の債権区分の説明

金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
正常債権	正常先に対する債権および要注先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権
要管理債権	要注先に対する債権のうちの「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権

■ 自己査定状況(3行合算) [銀行合算(りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行)]

(単位: 億円)

分類債権 債務者区分	金融再生法の 開示基準	自己査定				保全状況	金融再生法に 基づく保全率
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先/ 実質破綻先 (合計 634)	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権 634	264	369	引当率 100.00%	直接償却	引当金 48 担保/保証 586	破産更生債権 およびこれら に準ずる債権 100.00%
破綻懸念先 (合計 2,926)	危険債権 2,926	1,813	1,049	63	引当率 95.57%	引当金 1,372 担保/保証 1,489	危険債権 97.83%
要 注 意 先	要管理債権 3,547 ----- 小計 7,108	733	4,166			引当金 1,039 担保/保証 1,504	要管理債権 71.71%
	その他の 要注先 (合計 15,608)	3,437	12,171				
	正常先 (合計 253,924)	253,924					
合計 277,993	合計 277,993	非分類 260,173	Ⅱ分類 17,756	Ⅲ分類 63	Ⅳ分類 -		全体の保全率 84.99%

主要な経営指標等の推移(連結情報)

■ 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

連結会計年度	平成14年3月期 (平成14年3月31日)	平成15年3月期 (平成15年3月31日)	平成16年3月期 (平成16年3月31日)	平成17年3月期 (平成17年3月31日)	平成18年3月期 (平成18年3月31日)
連結経常収益	1,361,343	1,259,259	1,138,199	1,076,571	1,047,056
うち連結信託報酬	44,843	37,721	32,763	35,186	36,684
連結経常利益(△は連結経常損失)	△1,160,102	△510,143	△1,111,877	396,467	368,341
連結当期純利益(△は連結当期純損失)	△931,876	△837,633	△1,663,964	365,592	383,288
連結純資産額	1,289,058	310,842	813,055	1,186,463	1,657,084
連結総資産額	44,952,488	42,891,933	39,841,837	39,563,362	40,399,547
1株当たり純資産額(円)	76.47	△103.76	△151.65	△120.56	△78,499.52
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)(円)	△174.57	△154.66	△181.05	30.40	31,943.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	14.03	17,053.00
連結自己資本比率(第二基準)(%)	8.73	3.78	7.74	9.74	9.97
連結自己資本利益率(%)	—	—	—	—	—
連結株価収益率(倍)	—	—	—	7.07	12.67
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,525,552	△165,637	△762,333	△555,407	△484,649
投資活動によるキャッシュ・フロー	487,715	△36,199	△817,162	544,800	△541,071
財務活動によるキャッシュ・フロー	△96,034	△244,744	1,912,702	71,263	△242,934
現金及び現金同等物の期末残高	2,796,180	2,350,512	2,683,520	2,744,227	1,475,689
従業員数(人)	25,506	23,692	18,025	16,260	16,123
[外、平均臨時従業員数]	[12,562]	[13,269]	[12,400]	[13,844]	[15,489]
合計信託財産額	25,142,526	25,154,826	25,719,866	27,435,424	30,041,312

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
 2. 平成14年3月期の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出してしております。
 3. 平成14年3月期の1株当たり当期純利益は、連結当期純損失から、該当期の優先株式配当金額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出してしております。
 4. 平成15年3月期から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用してしております。
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については算出しておりません。
 6. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出してしております。なお、当社は第二基準を採用しております。
 7. 連結自己資本利益率は、当期優先株式配当金額を控除後の連結当期純利益額を、優先株式控除後の期中平均連結純資産額で除して算出してしておりますが、いずれかの金額がマイナスとなる連結会計年度については算出しておりません。
 8. 連結株価収益率は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については、算出しておりません。
 9. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
 10. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
 11. 当社は平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式のすべてについて1,000株を1株に併合しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成14年3月期、平成15年3月期、平成16年3月期及び平成17年3月期について、一株当たり情報の各数値を千倍した場合には以下のとおりとなります。

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり純資産額 (円)	76.47691	△103.76446	△151.65901	△120.56276
1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失) (円)	△174.57557	△154.66474	△181.05122	30.40315
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	14.03631

主要な経営指標等の推移(単体情報)

■ 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年月	平成14年3月期 (平成14年3月31日)	平成15年3月期 (平成15年3月31日)	平成16年3月期 (平成16年3月31日)	平成17年3月期 (平成17年3月31日)	平成18年3月期 (平成18年3月31日)
営業収益	2,125	13,078	32,566	74,594	317,582
経常利益	307	1,787	16,464	56,569	302,129
当期純利益(△は当期純損失)	19,901	△1,153,552	△1,463,902	44,519	299,043
資本金	720,000	720,499	1,288,473	327,201	327,201
発行済株式総数(千株)	6,766,260	6,784,899	20,819,003	20,819,033	20,837
普通株式	5,634,904	5,653,589	11,375,069	11,375,110	11,399
優先株式	1,131,356	1,131,310	9,443,933	9,443,923	9,437
純資産額	1,511,298	348,362	694,212	738,543	1,017,061
総資産額	1,822,271	700,952	1,345,960	1,429,428	1,408,841
1株当たり純資産額(円)	112.08	△93.99	△162.10	△159.94	△134,655.91
1株当たり配当額(内1株当たり中間配当額)(円)					
普通株式	—	—	—	—	1,000(—)
甲種第一回優先株式	24.75(—)	—	—	24.75(—)	—
乙種第一回優先株式	6.36(—)	—	—	6.36(—)	6,360(—)
丙種第一回優先株式	6.33(—)	—	—	6.80(—)	6,800(—)
丁種第一回優先株式	10.00(—)	—	—	10.00(—)	10,000(—)
戊種第一回優先株式	14.38(—)	—	—	14.38(—)	14,380(—)
己種第一回優先株式	18.50(—)	—	—	18.50(—)	18,500(—)
第1種第一回優先株式	—	—	—	1.178(—)	1,188(—)
第2種第一回優先株式	—	—	—	1.178(—)	1,188(—)
第3種第一回優先株式	—	—	—	1.178(—)	1,188(—)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)(円)	2.66	△204.73	△156.34	2.15	24,536.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	1.54	13,304.80
自己資本比率(%)	82.9	49.7	51.6	51.6	72.1
自己資本利益率(%)	2.1	—	—	—	—
株価収益率(倍)	34.5	—	—	100.0	16.5
配当性向(%)	—	—	—	—	4.0
従業員数(人)	385	292	228	317	381
[外、平均臨時従業員数]	[—]	[—]	[—]	[—]	[13]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 平成14年3月期の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式(「自己株式」を除く)で除して算出しております。
 3. 平成14年3月期の1株当たり当期純利益は、当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。
 4. 平成15年3月期から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益」に関する会計基準(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益」に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期純損失が計上されている事業年度については算出しておりません。
 6. 自己資本利益率は、当期優先株式配当金額を控除後の当期純利益額を、優先株式控除後の期中平均純資産額で除して算出しておりますが、いずれかの金額がマイナスとなる事業年度については算出しておりません。
 7. 株価収益率は当期純損失が計上されている事業年度については算出しておりません。
 8. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たり当期純利益で除して算出しておりますが、普通株式に係る配当が無いが、1株当たり当期純損失となる事業年度については算出しておりません。
 9. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
 10. 当社は平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式のすべてについて1,000株を1株に併合しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成14年3月期、平成15年3月期、平成16年3月期及び平成17年3月期について、一株当たり情報の各数値を千倍した場合には以下のとおりになります。

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たりの当期純資産額(円)	112,083.66	△93,998.38	△162,107.29	△159,940.97
1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)(円)	2,668.73	△204,735.06	△156,340.08	2,155.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	1,543.71

連結財務諸表

当社は、連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。
また、銀行法第52条の28の規定により作成した書類については、旧「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）による会計監査人の監査を受けております。

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

		平成17年3月期 (平成17年3月31日現在)	平成18年3月期 (平成18年3月31日現在)	
資産の部	現金預け金※8	3,024,231	1,691,016	
	コールローン及び買入手形※8	667,842	986,886	
	債券貸借取引支払保証金	36,608	47,565	
	買入金銭債権	105,089	141,616	
	特定取引資産※8	708,335	678,848	
	有価証券※1、2、8	7,278,662	8,021,995	
	貸出金※3、4、5、6、7、8、9	25,315,798	26,209,603	
	外国為替※7	80,729	89,512	
	その他資産※8、10	690,929	889,620	
	動産不動産※8、11、12、13	452,994	442,422	
	繰延税金資産	45,554	3,509	
	連結調整勘定	35,781	28,804	
	支払承諾見返	1,762,069	1,721,237	
	貸倒引当金	△627,035	△538,454	
	投資損失引当金	△14,231	△14,636	
	資産の部合計	39,563,362	40,399,547	
	負債の部	預 金※8	31,975,170	31,597,248
		譲渡性預金	1,028,390	1,723,740
		コールマネー及び売渡手形※8	823,174	923,125
売現先勘定※8		351,291	240,480	
債券貸借取引受入担保金※8		65,069	154,458	
特定取引負債		39,073	71,090	
借入金※8、14		498,464	241,907	
外国為替		9,294	5,485	
社 債※15		555,999	763,438	
信託勘定借		393,166	426,112	
その他負債※8、10		532,661	641,039	
退職給付引当金		5,626	3,437	
事業再構築引当金		301	171	
店舗チャンネル改革引当金		2,932	2,731	
特別法上の引当金		0	0	
繰延税金負債		2,291	25,083	
再評価に係る繰延税金負債※11		45,535	44,844	
支払承諾		1,762,069	1,721,237	
負債の部合計		38,090,511	38,585,634	
少数株主持分		少数株主持分	286,387	156,829
資本の部	資本金※16	327,201	327,201	
	資本剰余金	263,492	263,505	
	利益剰余金	384,839	749,118	
	土地再評価差額金※11	63,406	62,396	
	その他有価証券評価差額金	149,916	257,388	
	為替換算調整勘定	△2,331	△1,946	
	自己株式※17	△60	△579	
	資本の部合計	1,186,463	1,657,084	
	負債、少数株主持分 及び資本の部合計	39,563,362	40,399,547	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書

(単位:百万円)

	平成17年3月期 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	平成18年3月期 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)
経常収益	1,076,571	1,047,056
資金運用収益	601,900	609,931
貸出金利息	525,808	495,591
有価証券利息配当金	57,514	79,881
コールローン利息及び買入手形利息	1,025	2,194
買現先利息	0	—
債券貸借取引受入利息	4	7
預け金利息	4,218	7,228
その他の受入利息	13,329	25,027
信託報酬	35,186	36,684
役務取引等収益	184,258	211,351
特定取引収益	20,650	5,177
その他業務収益	67,258	75,688
その他経常収益※1	167,317	108,222
経常費用	680,103	678,714
資金調達費用	59,523	60,128
預金利息	32,857	29,077
譲渡性預金利息	433	650
コールマネー利息及び売渡手形利息	577	632
売現先利息	26	26
債券貸借取引支払利息	1,327	481
借入金利息	13,362	9,031
社債利息	7,726	17,606
その他の支払利息	3,212	2,620
役務取引等費用	63,147	66,914
特定取引費用	47	202
その他業務費用	23,402	42,925
営業経費	382,081	384,049
その他経常費用	151,900	124,495
貸倒引当金繰入額	—	18,152
その他の経常費用※2	151,900	106,343
経常利益	396,467	368,341
特別利益	49,022	57,960
動産不動産処分益	5,685	475
償却債権取立益	20,345	57,286
その他の特別利益※3	22,991	197
特別損失	55,960	23,769
動産不動産処分損	5,892	3,549
減損損失	3,675	1,018
証券取引責任準備金繰入額	0	0
その他の特別損失※4	46,392	19,201
税金等調整前当期純利益	389,530	402,531
法人税、住民税及び事業税	9,035	15,676
法人税等調整額	2,301	△9,103
少数株主利益	12,600	12,670
当期純利益	365,592	383,288

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	平成17年3月期 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	平成18年3月期 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,026,439	263,492
資本剰余金増加高	40,000	12
減資による資本剰余金増加高	40,000	—
自己株式処分差益	—	12
資本剰余金減少高	802,946	—
欠損てん補による資本剰余金取崩	802,628	—
自己株式処分差損	317	—
資本剰余金期末残高	263,492	263,505
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	△1,707,754	384,839
利益剰余金増加高	2,092,691	384,298
当期純利益	365,592	383,288
減資による欠損てん補	921,272	—
欠損てん補による資本剰余金取崩	802,628	—
連結子会社の減少に伴う利益剰余金増加高	1,975	—
土地再評価差額金取崩	1,222	1,009
利益剰余金減少高	96	20,019
配当金	—	20,019
連結子会社の減少に伴う利益剰余金減少高	96	—
利益剰余金期末残高	384,839	749,118

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成17年3月期 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	平成18年3月期 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	389,530	402,531
減価償却費	20,570	15,353
減損損失	3,675	1,018
連結調整勘定償却額	△562	6,881
持分法による投資損益(△)	△452	△531
貸倒引当金の増加額	△392,485	△88,581
投資損失引当金の増加額	360	404
特定債務者支援引当金の増加額	△1,925	—
事業再構築引当金の増加額	△12,931	△129
退職給付引当金の増加額	△3,330	△2,189
資金運用収益	△601,900	△609,931
資金調達費用	59,523	60,128
有価証券関係損益(△)	△115,981	△49,032
金銭の信託の運用損益(△)	△15	—
為替差損益(△)	△18,366	△61,699
動産不動産処分損益(△)	206	3,073
特定取引資産の純増(△)減	△169,823	19,268
特定取引負債の純増減(△)	△22,439	32,017
貸出金の純増(△)減	684,407	△893,804
預金の純増減(△)	△576,833	△377,922
譲渡性預金の純増減(△)	235,423	695,350
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△80,682	△6,557
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△140,869	64,724
コールローン等の純増(△)減	△496,442	△355,571
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△31,957	△10,956
コールマネー等の純増減(△)	△66,763	△10,859
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△4,827	89,388
外国為替(資産)の純増(△)減	25,208	△8,782
外国為替(負債)の純増減(△)	1,774	△3,808
普通社債の発行・償還による純増減(△)	80,000	11,300
信託勘定借の純増減(△)	△10,682	32,946
資金運用による収入	618,962	626,777
資金調達による支出	△64,488	△46,224
その他	148,067	△11,603
小計	△546,050	△477,021
法人税等の支払額	△9,356	△7,627
営業活動によるキャッシュ・フロー	△555,407	△484,649
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△14,646,059	△18,118,677
有価証券の売却による収入	13,007,475	14,796,387
有価証券の償還による収入	2,079,281	2,788,189
金銭の信託の減少による収入	70,500	—
動産不動産の取得による支出	△9,233	△9,157
動産不動産の売却による収入	13,884	2,186
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入	28,951	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	544,800	△541,071
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	12,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△5,000	△253,250
劣後特約付社債の発行による収入	160,030	304,890
劣後特約付社債の償還による支出	△51,276	△115,800
少数株主への株式の発行による収入	1,100	—
優先出資証券の発行による収入	—	126,158
優先出資証券の償還による支出	—	△283,323
配当金支払額	—	△20,019
少数株主への配当金支払額	△2,088	△24
自己株式の取得による支出	△10,703	△563
少数株主からの株式取得による支出	△32,812	△1,060
自己株式の売却による収入	15	57
財務活動によるキャッシュ・フロー	71,263	△242,934
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	60	116
V 現金及び現金同等物の増加額	60,717	△1,268,537
VI 現金及び現金同等物の期首残高	2,683,520	2,744,227
VII 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△10	—
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	2,744,227	1,475,689

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 36社
主要な連結子会社名は、「子会社等の状況」に記載しているため省略しました。
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited. は、設立により当連結会計年度から連結しております。
株式会社奈良銀行は、連結子会社である株式会社りそな銀行と合併いたしました。
- (2) 非連結子会社
主要な会社名
Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 2社
主要な会社名
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
主要な会社名
Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
- (4) 持分法非適用の関連会社
主要な会社名
アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社
持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。
12月末日 5社
3月末日 31社
- (2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券の時価のあるものうち株式については主として連結決算日前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

- ①動産不動産
動産不動産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物:2年~50年
動産:2年~20年
- ②ソフトウェア
自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

- 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は474,088百万円です。
その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 投資損失引当金の計上基準
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりです。
・過去勤務債務:発生年度一括して損益処理
・数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年~12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理(会計方針の変更)
従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識していませんでしたが、平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当連結会計年度から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異として合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が21,116百万円増加し、税金等調整前当期純利益が同額増加しております。
- (8) 事業再構築引当金の計上基準
事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる額を計上しております。

- (9) 店舗チャンネル改革引当金の計上基準
店舗チャンネル改革引当金は、一部の銀行業を営む国内連結子会社において、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャンネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
- (10) 特別法上の引当金の計上基準
証券取引責任準備金 0百万円
証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、算出した額を計上しております。
- (11) 外貨建資産・負債の換算基準
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- (12) リース取引の処理方法
当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。
なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は10,177百万円、繰延ヘッジ利益は15,939百万円であります。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
- (ハ) 連結会社間取引等
銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。
- (14) 消費税等の会計処理
当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (15) 連結納税制度の適用
当連結会計年度より当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
- 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- 6 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。
- 7 利益処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- 8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

注記事項

(平成18年3月期)

(連結貸借対照表関係)

- ※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,540百万円及び出資金11,100百万円が含まれております。
- ※2. 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は36,504百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは0百万円です。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,375百万円、延滞債権額は352,851百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,509百万円です。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は386,646百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は768,382百万円です。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は362,262百万円です。
- ※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

特定取引資産	240,475百万円
有価証券	3,033,517百万円
貸出金	246,231百万円
その他資産	191百万円

 担保資産に対応する債務

預金	194,089百万円
コールマネー及び売渡手形	540,600百万円
売現先勘定	240,480百万円
債券貸借取引受入担保金	154,458百万円
借入金	19,150百万円
その他負債	443百万円

 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金433百万円、有価証券913,194百万円、その他資産4,585百万円を差し入れております。
 なお、動産不動産のうち保証金権利金は30,700百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9,319百万円です。
- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,844,597百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,721,975百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は49,487百万円、繰延ヘッジ利益の総額は20,322百万円です。
- ※11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
・再評価を行った年月日
平成10年3月31日
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。
・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,699百万円
- ※12. 動産不動産の減価償却累計額 212,826百万円
- ※13. 動産不動産の圧縮記帳額 62,847百万円
(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
- ※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金184,000百万円が含まれております。
- ※15. 社債には、劣後特約付社債603,438百万円が含まれております。
- ※16. 当社の発行済株式の総数

普通株式	11,399千株
乙種第一回優先株式	680千株
丙種第一回優先株式	120千株
丁種第一回優先株式	0千株
戊種第一回優先株式	240千株
己種第一回優先株式	80千株
第1種第一回優先株式	2,750千株
第2種第一回優先株式	2,817千株
第3種第一回優先株式	2,750千株
- ※17. 連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する当社の株式の数
普通株式 1千株
- ※18. 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託528,222百万円です。

(連結損益計算書関係)

- ※1. 「その他経常収益」には、株式等売却益62,667百万円、過去勤務債務償却益17,991百万円を含んでおります。
- ※2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却45,955百万円を含んでおります。
なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る貸出金償却、債権売却損等のうち6,672百万円については、キャッシュ・フロー見積法を適用して計上した同債権に係る貸倒引当金戻入益と相殺して表示しております。
- ※3. 「その他の特別損失」には、優先出資証券償還損19,123百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- (1)現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成18年3月31日現在

現金預け金勘定	1,691,016百万円
日本銀行以外の金融機関への預け金	△215,326百万円
現金及び現金同等物	1,475,689百万円

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

取得価額相当額	
動産	13,595百万円
その他	878百万円
合 計	14,474百万円
減価償却累計額相当額	
動産	5,848百万円
その他	509百万円
合 計	6,358百万円
年度末残高相当額	
動産	7,746百万円
その他	369百万円
合 計	8,115百万円

 - ・未経過リース料年度末残高相当額

1年以内	2,456百万円
1年超	5,992百万円
合 計	8,449百万円

 - ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	4,413百万円
減価償却費相当額	4,017百万円
支払利息相当額	362百万円

 - ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

 - ・利息相当額の算定方法

主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

 - ・未経過リース料

1年以内	85百万円
1年超	10百万円
合 計	96百万円

リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

(連結セグメント情報)**1.事業の種類別セグメント情報（平成18年3月期）**

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.所在地別セグメント情報（平成18年3月期）

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3.海外経常収益（平成18年3月期）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	△78,499円52銭
1株当たり当期純利益	31,943円14銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	17,053円 0銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	383,288百万円
普通株主に帰属しない金額	19,954百万円
うち優先配当額	19,954百万円
普通株式に係る当期純利益	363,334百万円
普通株式の期中平均株式数	11,374千株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	19,954百万円
うち優先配当額	19,954百万円
普通株式増加数	11,101千株
うち優先株式	11,101千株

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。

また、適格退職年金制度を有している連結子会社は1社であります。

なお、一部の銀行業を営む国内連結子会社は、厚生年金基金の代行部分について、厚生労働大臣から過去分の返上認可を受けております。

なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。

2 退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

区 分		平成18年3月末
退職給付債務	(A)	△339,756
年金資産	(B)	534,008
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	194,252
未認識年金資産	(D)	—
未認識数理計算上の差異	(E)	△69,890
未認識過去勤務債務	(F)	—
連結貸借対照表計上額純額	(G)=(C)+(D)+(E)+(F)	124,362
前払年金費用	(H)	127,800
退職給付引当金	(G)-(H)	△3,437

(注)1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)

区 分		平成18年3月期
勤務費用 ^{(注)1,2}		10,564
利息費用		6,934
期待運用収益		△4,974
過去勤務債務の費用処理額		△18,067
数理計算上の差異の費用処理額		10,068
その他(退職給付債務の対象外の退職金等)		—
退職給付費用		4,525
計		4,525

(注)1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分		平成18年3月期
(1)割引率	2.0%	
(2)期待運用収益率	2.5%	
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4)過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理することとしている。	
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年～12年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。)	

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (平成18年3月期)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,435,914百万円
有価証券償却否認額	946,939百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	270,201百万円
退職給付引当金	28,523百万円
その他有価証券評価差額金	2百万円
その他	132,473百万円
繰延税金資産小計	2,814,053百万円
評価性引当額	△2,628,471百万円
繰延税金資産合計	185,582百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△176,807百万円
退職給付信託設定益	△19,741百万円
未収配当金	△2,178百万円
その他	△8,429百万円
繰延税金負債合計	△207,157百万円
繰延税金負債の純額	△21,574百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.63%
(調整)	
評価性引当額	△35.13%
親会社と子会社の実効税率差	△3.57%
受取配当金益金不算入	△0.67%
その他	0.37%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.63%

【ご参考】

なお、有価証券報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条1項1号の規定に基づく確認書を、添付しております。

(事業等のリスク)

当社及び当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は、以下のとおりです。

これらのリスクは必ずしも全てを網羅したものではありません。また、リスクの発生は必ずしも独立して発生するものではなく、あるリスクの発生が他の様々なリスクの発生につながり、様々なリスクを増大させる可能性があります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、記載事項のうち将来に関するものは、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 与信関係費用の増加

当社グループは、融資先の劣化に対する予防管理やリスク分散に向けた取り組みを進め、信用リスク管理態勢の強化を図っています。また、不良債権については、正確な自己査定に基づき、十分な水準の財務上の手当てを行っています。

しかしながら、今後の国内景気の動向、不動産価格や株価の変動、融資先の経営状況等によっては、想定を越える償却・引当を余儀なくされ、当社グループの業績、財務状況及び自己資本の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

① 融資先の業況悪化

当社グループの不良債権比率は平成18年3月末で2.56%まで減少し、貸出資産の健全性は大きく改善しておりますが、残高においては7,108億円の金融再生法基準開示債権を有しており(銀行業を営む連結子会社3行合計)、また、正常債権の中にも潜在的なリスクが内包されています。これらに対し、当社グループでは、正確な自己査定を行い、適切な償却・引当を実施していますが、融資先の中には、厳しい経営状況が続いている取引先や、債権放棄、デット・エクイティ・スワップ、第三者割当増資の引受などの金融機関の支援を受け再建途上にある取引先が含まれています。

今後の経済動向や主たる取引金融機関の方針変更等、融資先を取り巻く環境の変化によっては、信用状態が悪化する融資先が増加したり、新たに金融支援を求められたりすることなどにより、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、当社グループの与信ポートフォリオでは、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めています。これらはリスクの分散された貸出金であります。今後の国内景気の動向等によっては、想定を越えて、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。更に、今後、金利が上昇した場合には、金利負担の増加に耐えられなくなる融資先が増加し、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

② 貸倒引当金の状況

償却・引当の計上にあたっては、市場売却を想定した厳正な担保評価を行っていますが、今後の不動産価格や株価の変動によっては、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、今後、会計基準の変更等により、当社グループの自己査定基準、償却・引当基準等を見直した場合には、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

③ 地域経済悪化による貸倒れの増加等

当社グループは東京都・埼玉県を主とした首都圏と、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいても、大きな割合を占めています。日本経済は回復基調にありますが、これらの地域の経済状態が低迷した場合には、貸倒れの増加や担保価値の下落等により、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、経営状況の厳しい第三セクターや地方公社等があり、今後の動向によっては、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

加えて、地域経済の低迷は、信用保証協会の財務状態に悪影響を与える可能性があり、影響が大きい場合には、代位弁済の遅延により当社グループの不良債権処理の進捗に支障が生じるほか、各信用保証協会への負担金拠出等により、当社グループの負担が増加する可能性があります。

④ 不良債権処理に伴う与信費用の増加

不良債権については、大幅な削減を実現しましたが、貸出資産の健全性の維持・向上を図るため、今後も引き続き取引先の早期再生支援に向けた取り組みや不良債権の迅速な処理を進めていきます。

今後の取引先の再生支援、不良債権処理の際には、損失が引当金を

上回りの追加損失が発生する場合があります、その結果、与信費用が増加する可能性があります。

(2)市場業務に伴うリスク

当社グループは、デリバティブ取引を含む相場変動を伴う金融商品を取扱うトレーディング業務や債券、株式、ファンド等への投資業務を行っています。また、預金・貸出金等の金利更改期日の違いから発生する長短金利ギャップを抱えています。そのため当社グループでは、過去の相場変動等を基に統計的手法を用いて算出するバリュート・アット・リスク等によるリスク限度の設定、損失額についての損失限度の設定等、厳格なリスク管理体制を整備し、適切なリスクコントロールを行っています。

しかしながら、金融政策の変更や市場動向等により過去の相場変動から予想される範囲を大幅に超える相場変動等が発生した場合、特に、金利が急激に上昇した場合や株価が大幅に下落した場合には、保有するポートフォリオの価値が下落することによって想定以上の評価損や実現損失が発生し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)外国為替相場変動に伴うリスク

当社グループは、資産負債の一部を外国通貨建てで保有しています。これら外国通貨建て資産負債は、互いに相殺あるいは必要に応じた適切なヘッジによりリスクコントロールを行っています。一部通貨においては通貨の流動性や各国の通貨規制等によりヘッジが困難な場合もあり、予想を超える大幅な外国為替相場の変動が発生した場合は想定以上の損失が発生し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)資金調達・流動性に関するリスク

当社グループは、安定的な資金繰りを達成することを目的として、市場調達、短期調達への過度な依存を抑制するための上限額の設定や預金・貸出金の動向、市場環境の状況に応じたモニタリング等、適切な管理を行っています。

しかしながら、今後、当社グループを含む本邦金融機関に大規模な金融システム不安が発生した場合や、当社グループに対する悪意を持った風評等が発生した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされたり、市場から必要な資金の確保が困難になる、あるいは想定した範囲をはるかに超える預金が流出し、資金繰りに支障が生じる可能性があります。その結果、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5)株式保有に伴うリスク

当社グループは、株価下落による業績への影響を排除するために、市場性のある株式残高の圧縮を進め、株価変動リスクを極力削減してきました。また、保有する株式は当連結会計年度末現在で評価益を計上しています。

しかしながら、極めて著しい株価下落に際しては、保有株式に減損または評価損が発生し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6)固定資産の減損リスク

当社グループは、固定資産の減損会計について、平成15年度決算から前倒しで導入することにより、経営の透明性の向上を図るとともに、外部環境の変化に対する財務上の対応力の強化に努めています。しかしながら、今後の経済環境の動向や不動産価格の変動等によっては、更なる減損を余儀なくされ、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7)競争激化に伴うリスク

当社グループは、金融業界の規制緩和の進展や異業種からの参入等により競争が激化するなか、銀行業から金融サービス業への進化に取り組んでいます。また、多様化するお客さまのニーズを充足し、お客さまへの商品・サービス提供力において他社との競争を勝ち抜いていくために、他業界の企業との提携等の様々なビジネス戦略を実施し、収益力の強化を目指しています。

しかしながら、今後も競争が更に激化する場合は、貸出金利の低下や預金金利の引き上げによる金利利鞘の縮小や手数料引き下げによる役務収益の減少等により、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8)自己資本比率

当社は、「銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件」(平成10年大蔵省告示第62号)の第二基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率を4%以上に維持する必要があります。また、当社の連結子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びりそな信託銀行株式会社は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を4%以上に維持する必要があります。

当社グループ及び当社の国内銀行子会社の自己資本比率は、本「事業等のリスク」に記載する各種リスクの顕在化等を主な要因として低下する可能性があります、その場合は、資金調達コストの上昇などにより、

当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、仮に上記記載の自己資本比率の基準値を下回った場合には、早期は正措置により、金融庁長官から業務の全部または一部停止等を含む様々な命令を受けたり、その結果、当社グループの業務運営や業績、財務状況に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループ及び当社の国内銀行子会社に対して適用されている自己資本比率規制については、平成18年度末より包括的な見直しながされます。見直し後の新しい自己資本比率規制は、従来の規制からの変更を伴うものであるため、新しい自己資本比率規制導入時における当社グループ及び当社の国内銀行子会社の自己資本比率は、規制変更に伴う変動が生じる可能性があります。

(9)公的資金に関する事項

当社グループは、平成10年3月以降、総額約3兆1,280億円(普通株式約2,964億円、優先株式約2兆5,316億円、永久劣後ローン3,000億円)の公的資金の注入を受けたことに伴い、当社グループは金融庁に対して「経営の健全化のための計画」(経営健全化計画)を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告することとされており、経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております。また、預金保険機構が保有する優先株式についても、平成18年7月1日より、順次普通株式への転換が可能となります。これら公的資金の優先株式が普通株式に転換されるなど、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

(10)格付にかかるリスク

当社及び当社の国内銀行子会社は、格付機関から格付を取得しております。当社グループでは、収益力増強策や財務の健全性向上策等の諸施策に取り組んでおりますが、格付の水準は、当社グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため常に格付機関による見直しながされる可能性があります。

当社グループ及び当社の国内銀行子会社の格付は、本「事業等のリスク」に記載する様々な要因、その他日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等が単独または複合的に影響することによって低下する可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11)繰延税金資産

当社グループでは、将来の課税所得に関して保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しておりますが、繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。その結果、当社グループの財政状態及び自己資本比率等に悪影響を与える可能性があります。

(12)退職給付債務

当社グループの年金資産の時価が下落した場合、当社グループの年金資産の運用利回りが低下した場合、または退職給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、数理計算上の差異が発生する可能性があります。また、退職金・年金制度の変更により過去勤務債務が発生する可能性があります。これらの未認識債務の発生により将来の退職給付費用が増加し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13)持株会社のリスク

当社が国内銀行子会社及び関連事業を営む子会社から受け取る配当については、一定の状況下で、様々な規制上または契約上の制限により、その金額が制限される場合があります。また、子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合には、当社は配当を支払えなくなる可能性があります。

(14)元本補てん契約のある信託商品における補てん

当社の銀行子会社であるりそな銀行は、信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について元本補てん契約を結んでおります。これらの信託商品は、貸出金や有価証券等により運用されておりますが、貸倒れまたは投資損失等が発生し、債権償却準備金を充当しても元本補てん契約のある信託勘定の元本に欠損が生じた場合は、補てんのための支払にかかる損失を計上する必要がある場合があります。その結果、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15)業務運営に伴う事務リスク

当社グループは、預金・為替・貸出・信託・証券等の幅広い業務を行っています。このような多種多様な業務の遂行に際しては、役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすこと等

の事務リスクに晒されています。これら事務リスクを防止するために、業務プロセスや事務処理に関して、簡素化・集中処理化・システム化を推進するとともに、教育・研修を継続的に進めています。更に、事務過誤・不祥事等の発生状況を定期的に把握し、事務リスクの所在及び原因・性質を総合的に分析することにより、その結果を再発防止ならびに軽減策の策定に活かしています。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16)外部委託に伴うリスク

当社グループは、銀行業務を中心とした様々な業務の外部委託を行っています。外部委託を行うに際しては、業務委託を行うことの妥当性検証、委託先の適格性検証、委託期間中の継続的な委託先管理、問題発生時の対応策策定等、体制整備に努めています。しかしながら、委託先において委託業務遂行に支障をきたす事態となった場合や、お客さまの重要な情報が漏えいした場合等には、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17)システム障害等の発生により業務に支障をきたすリスク

当社グループでは、システムに関する障害・不備、不正等により顕在化するシステムリスクを単に技術的な問題としてとらえるのではなく、顕在化した場合は社会的に影響を与えて経営を揺るがしかねないリスクであるとの認識のもと、システムに関する障害・不備防止対策、不正防止対策等のリスク管理の基準を定め適切な管理体制を整備するとともに、システム障害を想定したコンティンジェンシープランを整備することによりシステムリスクの軽減に努めています。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、お客さまへのサービスに混乱をきたすような重大なシステム障害等が発生した場合には、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18)重要な訴訟発生に伴うリスク

当社は、当社グループ全体の訴訟について一元的に管理を行い、グループの法務リスクの極小化に努めており、現在のところ当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼす可能性のある訴訟案件はございません。

しかしながら、過去または今後の事業活動に関して当社グループ各社に対し多額の損害賠償請求訴訟等を提起された場合、その訴訟の帰趨によっては当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19)法令違反等の発生に伴うリスク

当社グループは、銀行法、会社法、証券取引法等の各種法令諸規則等に基づいて業務を行っています。当社グループではこれら法令諸規則等を遵守すべく、役員及び従業員に対する法令等遵守の徹底や、不正行為等の未然防止に向けた体制の整備を行っています。

しかしながら、役員及び従業員が法令諸規則等を遵守できなかった場合や、役員及び従業員による不正行為等が行われた場合には、行政処分や罰則を受けたり、お客さまからの信頼失墜等により当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(20)情報漏えいに伴うリスク

当社グループは、お客さまの情報ははじめとした膨大な情報を取り扱っております。これらの情報を保護・管理するため、当社グループにおいては、情報管理に関する方針・規程等の策定、社員教育、システムセキュリティ対策等を行っております。

しかしながら、人為的ミス、不正行為、外部犯罪等によって当社グループあるいは業務委託先からお客さまの情報等の重要な情報が漏えいした場合は、当社グループが損害賠償を請求されたり、当社グループの信用の低下・失墜により事業環境が悪化する等によって、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、将来的にセキュリティ対策のためのコストが増加する可能性があります。

(21)有能な人材を確保できないリスク

当社グループは、銀行業務を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、高いパフォーマンスを発揮すべく有能な人材の確保や育成に努めています。

しかしながら、有能な人材の採用・確保が困難な状況が発生した場合や、有能な人材の大量流出等が発生した場合、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(22)偽造・盗難キャッシュカード等の犯罪に伴うリスク

当社グループは、銀行子会社及び関連事業を営む子会社において、多数のキャッシュカード及びクレジットカードを発行しており、偽造・盗難カード被害の防止策を種々実施しセキュリティ対策強化に努めています。

しかしながら、想定を超える大規模な犯罪が発生した場合は、その対策に伴うコストや被害を受けたお客さまへの補償等により、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23)災害等の発生により業務に支障をきたすリスク

当社グループは、国内外において店舗・システムセンター等の施設等を保有しており、これらの施設等が継続して安定的に使用できるように、建物・設備等の機能を整備するとともに経年状況の把握と適切な維持管理に努めています。

しかしながら、想定を超える大規模災害や犯罪等が発生し、大きな被害を受けた場合は、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24)事実と異なる風説・風評の流布によるリスク

当社グループは、広報・IR活動の積極的な取り組みを通じて、当社グループに対する社会やお客さま、投資家等の正しい理解や信頼を得ることにより、事実と異なる風説・風評の流布の発生防止に努めています。

しかしながら、インターネットなどを通じて、事実と異なる風説・風評が発生・拡散し易くなっており、このような風説・風評の流布が、当社グループの業績、財務状況や当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(25)規制変更に伴うリスク

当社グループは、現時点の規制に従って業務を遂行しています。したがって、今後、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈にかかる変更等の当社グループのコントロールが及ばない事態が発生した場合には、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(26)財務報告にかかる内部統制の構築

企業の情報開示を厳格化する米国Sarbanes-Oxley法が2002年に法制化され、わが国においても同様の法制化等による情報開示厳格化の流れにあります。具体的には、本年6月に成立した金融商品取引法に基づき、財務報告にかかる内部統制報告書の提出が求められ、また、開示制度上も、企業代表者による財務諸表等の適正性の確認及びその表明等が求められています。

これらに対応するため、当社グループは、従来にも増して当社グループの業務を適切にモニターし、管理するための有効な内部統制を構築し維持していくことが必要と認識しています。こうした内部統制の構築・維持には、経営資源の投入が必要であり、結果的に多大なコストが必要となる可能性があります。

主要な業務の状況を示す指標(連結情報)

■ 国内・海外別収支

(単位:百万円)

	平成17年3月期				平成18年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用収支	540,769	15,551	13,944	542,376	532,259	17,698	154	549,803
資金運用収益	613,905	22,502	34,507	601,900	607,649	22,952	20,671	609,931
資金調達費用	73,135	6,951	20,562	59,523	75,390	5,254	20,516	60,128
信託報酬	35,186	—	—	35,186	36,684	—	—	36,684
役員取引等収支	120,832	278	—	121,111	144,180	256	—	144,437
役員取引等収益	183,920	338	—	184,258	211,022	356	27	211,351
役員取引等費用	63,088	59	—	63,147	66,841	100	27	66,914
特定取引収支	20,602	—	—	20,602	4,975	—	—	4,975
特定取引収益	20,650	—	—	20,650	5,177	—	—	5,177
特定取引費用	47	—	—	47	202	—	—	202
その他業務収支	43,498	357	—	43,855	32,326	437	—	32,763
その他業務収益	66,900	357	—	67,258	75,251	437	—	75,688
その他業務費用	23,402	—	—	23,402	42,924	0	—	42,925

(注)1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。
 3. 資金調達費用は、金銭的信託運用見合額の利息を控除しております。

■ 資金運用/調達の状況

(単位:百万円)

	平均残高			利息			利回り	
	小計	相殺消去額(△)	合計	小計	相殺消去額(△)	合計		
平成17年3月期	資金運用勘定	34,331,219	500,221	33,830,998	636,407	34,507	601,900	1.77%
	うち貸出金	25,571,286	238,572	25,332,713	532,206	6,397	525,808	2.07%
	有価証券	7,770,677	259,185	7,511,492	85,574	28,060	57,514	0.76%
	コールローン及び買入手形	457,051	1,507	455,543	1,025	—	1,025	0.22%
	買現先勘定	65	—	65	0	—	0	0.00%
	債券貸借取引支払保証金	14,418	—	14,418	4	—	4	0.02%
	預け金	321,594	917	320,677	4,268	49	4,218	1.31%
	資金調達勘定	36,290,631	498,358	35,792,272	80,086	20,562	59,523	0.16%
	うち預金	31,449,948	1,238	31,448,709	32,907	49	32,857	0.10%
	譲渡性預金	1,330,966	—	1,330,966	433	—	433	0.03%
コールマネー及び売渡手形	903,578	1,663	901,915	577	—	577	0.06%	
売現先勘定	488,295	—	488,295	26	—	26	0.00%	
債券貸借取引受入担保金	238,949	—	238,949	1,327	—	1,327	0.55%	
コマースナル・ペーパー	—	—	—	—	—	—	—	
借入金	756,179	240,057	516,121	18,126	4,764	13,362	2.58%	
平成18年3月期	資金運用勘定	34,633,638	506,130	34,127,508	630,602	20,671	609,931	1.78%
	うち貸出金	25,275,433	169,494	25,105,939	500,244	4,652	495,591	1.97%
	有価証券	7,957,009	331,776	7,625,233	95,875	15,993	79,881	1.04%
	コールローン及び買入手形	747,503	—	747,503	2,218	24	2,194	0.29%
	買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—
	債券貸借取引支払保証金	20,402	—	20,402	7	—	7	0.03%
	預け金	422,921	4,465	418,455	7,228	0	7,228	1.72%
	資金調達勘定	36,377,177	490,617	35,886,559	80,644	20,516	60,128	0.16%
	うち預金	30,747,591	3,673	30,743,918	29,077	0	29,077	0.09%
	譲渡性預金	2,072,329	—	2,072,329	650	—	650	0.03%
コールマネー及び売渡手形	963,692	1,049	962,642	656	24	632	0.06%	
売現先勘定	402,013	—	402,013	26	—	26	0.00%	
債券貸借取引受入担保金	319,416	—	319,416	481	—	481	0.15%	
コマースナル・ペーパー	—	—	—	—	—	—	—	
借入金	541,254	169,869	371,385	11,868	2,837	9,031	2.43%	

(注)1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭的信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。
 2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■ 手数料収支(役務取引等収支)の内訳

(単位:百万円)

	平成17年3月期				平成18年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
役務取引等収益	183,920	338	—	184,258	211,022	356	27	211,351
うち預金・貸出業務	28,047	—	—	28,047	27,990	50	—	28,040
為替業務	42,547	273	—	42,821	41,522	300	—	41,823
信託関連業務	16,831	—	—	16,831	19,178	—	—	19,178
証券関連業務	27,149	—	—	27,149	37,733	—	—	37,733
代理業務	9,186	—	—	9,186	12,225	—	—	12,225
保護預り・貸金庫業務	3,696	—	—	3,696	3,751	—	—	3,751
保証業務	15,115	—	—	15,115	16,082	—	—	16,082
役務取引等費用	63,088	59	—	63,147	66,841	100	27	66,914
うち為替業務	9,198	51	—	9,249	8,955	0	—	8,955

(注)1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■ 特定取引の内訳

特定取引収益・費用の内訳

(単位:百万円)

	平成17年3月期				平成18年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引収益	20,650	—	—	20,650	5,177	—	—	5,177
うち商品有価証券収益	911	—	—	911	703	—	—	703
特定取引有価証券収益	—	—	—	—	—	—	—	—
特定金融派生商品収益	19,724	—	—	19,724	4,332	—	—	4,332
その他の特定取引収益	14	—	—	14	141	—	—	141
特定取引費用	47	—	—	47	202	—	—	202
うち商品有価証券費用	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券費用	47	—	—	47	202	—	—	202
特定金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳

(単位:百万円)

	平成17年3月末				平成18年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引資産	708,335	—	—	708,335	678,848	—	—	678,848
うち商品有価証券	19,937	—	—	19,937	32,001	—	—	32,001
商品有価証券派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—
特定金融派生商品	65,257	—	—	65,257	91,046	—	—	91,046
その他の特定取引資産	623,140	—	—	623,140	555,799	—	—	555,799
特定取引負債	39,073	—	—	39,073	71,090	—	—	71,090
うち売付商品債券	—	—	—	—	14,360	—	—	14,360
商品有価証券派生商品	—	—	—	—	37	—	—	37
特定取引売付債券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	19	—	—	19	8	—	—	8
特定金融派生商品	39,053	—	—	39,053	56,683	—	—	56,683
その他の特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

預金・貸出金に関する指標(連結情報)

■ 預金の種類別残高

(単位:百万円)

	平成17年3月末				平成18年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
預金								
流動性預金	18,510,881	11,612	654	18,521,838	18,829,235	10,759	3,879	18,836,115
定期性預金	12,431,418	5,832	—	12,437,251	11,874,290	8,134	—	11,882,425
その他	1,016,049	31	—	1,016,081	875,733	3,126	152	878,707
小計	31,958,348	17,476	654	31,975,170	31,579,260	22,019	4,031	31,597,248
譲渡性預金	1,028,390	—	—	1,028,390	1,723,740	—	—	1,723,740
合計	32,986,738	17,476	654	33,003,560	33,303,000	22,019	4,031	33,320,988

(注)1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
定期性預金=定期預金+定期積金

2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■ 業種別貸出状況(残高・構成比)

(単位:百万円)

	平成17年3月末		平成18年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	25,281,592	(100.00%)	26,175,347	(100.00%)
製造業	2,785,621	(11.02%)	2,689,419	(10.27%)
農業	20,975	(0.08%)	17,835	(0.07%)
林業	4,514	(0.02%)	3,763	(0.01%)
漁業	3,622	(0.02%)	8,615	(0.03%)
鉱業	25,492	(0.10%)	24,292	(0.09%)
建設業	927,741	(3.67%)	891,195	(3.40%)
電気・ガス・熱供給・水道業	74,366	(0.29%)	74,812	(0.29%)
情報通信業	310,594	(1.23%)	300,963	(1.15%)
運輸業	728,830	(2.88%)	685,225	(2.62%)
卸売・小売業	2,856,310	(11.30%)	2,824,190	(10.79%)
金融・保険業	811,502	(3.21%)	833,726	(3.19%)
不動産業	2,696,487	(10.67%)	2,585,400	(9.88%)
各種サービス業	2,460,659	(9.73%)	2,454,651	(9.38%)
地方公共団体	794,091	(3.14%)	775,003	(2.96%)
その他	10,780,784	(42.64%)	12,006,254	(45.87%)
海外及び特別国際金融取引勘定分	34,205	(100.00%)	34,255	(100.00%)
政府等	3,853	(11.27%)	—	—
金融機関	1,648	(4.82%)	2,890	(8.44%)
その他	28,703	(83.91%)	31,365	(91.56%)
合計	25,315,798	—	26,209,603	—

(注)「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

■ 外国政府等向け債権残高(国別)

(単位:百万円)

	平成17年3月末	平成18年3月末
インドネシア	34,528	38,840
アルゼンチン	7	7
エクアドル	0	0
ロシア連邦	0	0
合計	34,537	38,848
(資産の総額に対する割合)	(0.08%)	(0.09%)

(注)「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

■ リスク管理債権残高

(単位:百万円)

	平成17年3月末	平成18年3月末
破綻先債権額	20,007	13,375
延滞債権額	486,520	352,851
3ヵ月以上延滞債権額	25,913	15,509
貸出条件緩和債権額	397,245	386,646
合計	929,688	768,382

有価証券に関する指標(連結情報)

■ 有価証券の残高

(単位:百万円)

	平成17年3月末				平成18年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
国債	3,966,592	—	—	3,966,592	3,627,524	—	—	3,627,524
地方債	303,827	—	—	303,827	405,892	—	—	405,892
社債	1,366,721	—	—	1,366,721	1,633,736	—	—	1,633,736
株式	858,728	—	—	858,728	1,052,167	—	—	1,052,167
その他の証券	789,233	61	6,501	782,793	1,310,908	57	8,290	1,302,675
合計	7,285,103	61	6,501	7,278,662	8,030,228	57	8,290	8,021,995

(注)1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

有価証券の時価等情報

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

■ 売買目的有価証券(連結)

(単位:百万円)

	平成17年3月末	平成18年3月末
売買目的有価証券		
連結貸借対照表計上額	643,078	587,801
当該連結会計年度の損益に含まれた評価差額	74	△3

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの(連結)

(単位:百万円)

	平成17年3月末					平成18年3月末				
	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	73,482	74,595	1,113	1,113	—	107,470	104,912	△2,557	9	2,567
社債	500	505	5	5	—	—	—	—	—	—
その他	1,899	1,891	△8	39	47	—	—	—	—	—
合計	75,881	76,991	1,109	1,157	47	107,470	104,912	△2,557	9	2,567

(注)1. 時価は、各連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

■ その他有価証券で時価のあるもの(連結)

(単位:百万円)

	平成17年3月末					平成18年3月末				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	399,664	633,508	233,843	237,929	4,085	400,977	860,926	459,948	463,577	3,628
債券	5,025,985	5,041,174	15,188	16,270	1,081	5,019,683	4,944,316	△75,366	1,142	76,509
国債	3,955,852	3,966,592	10,740	11,288	548	3,691,491	3,627,524	△63,967	535	64,502
地方債	229,040	230,344	1,304	1,708	404	303,375	298,422	△4,952	255	5,207
社債	841,093	844,237	3,144	3,272	128	1,024,816	1,018,370	△6,446	351	6,798
その他	784,831	796,058	11,227	15,093	3,865	1,241,957	1,302,870	60,913	77,049	16,135
合計	6,210,482	6,470,741	260,259	269,292	9,032	6,662,618	7,108,114	445,495	541,768	96,272

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として各連結会計年度末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、各連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を各連結会計年度の損失として処理しております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先:時価が取得価格に比べて30%以上下落

■ 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(連結)

(単位:百万円)

	平成17年3月末	平成18年3月末
満期保有目的の債券		
非上場内国債券	12,089	27,369
その他有価証券		
非上場内国債券	509,894	587,996
非上場株式	206,970	184,837

■ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(連結)

(単位:百万円)

	平成17年3月末				平成18年3月末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	846,553	3,688,473	364,182	737,932	1,415,421	2,896,401	792,700	562,629
国債	539,742	2,510,226	179,954	736,668	1,051,557	1,465,825	566,184	543,956
地方債	3,114	168,103	132,608	—	22,028	195,981	187,882	—
社債	303,695	1,010,142	51,618	1,264	341,834	1,234,594	38,633	18,673
その他	2,620	204,367	155,529	185,158	32,439	144,156	348,368	186,834
合計	849,173	3,892,840	519,711	923,091	1,447,860	3,040,558	1,141,069	749,464

■ 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(連結)

(単位:百万円)

	平成17年3月期	平成18年3月期
売却原価	—	1,300
売却額	—	1,357
売却損益	—	57

(売却の理由) 共に連結される子会社である株式会社りそな銀行及び旧株式会社奈良銀行が平成18年1月に合併したことに伴い、旧株式会社奈良銀行保有の債券の保有目的区分の見直しを行ったことによるものです。

■ 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(連結)

(単位:百万円)

	平成17年3月期	平成18年3月期
売却額	13,007,475	14,662,455
売却益の合計額	134,571	92,043
売却損の合計額	31,172	40,047

■ 保有目的を変更した有価証券(平成18年3月期)

共に連結される子会社である株式会社りそな銀行及び旧株式会社奈良銀行が平成18年1月に合併したことに伴い、旧株式会社奈良銀行保有の債券の保有目的区分の見直しを行ったことにより、当連結会計年度中に満期保有目的の債券1,099百万円を、その他有価証券に区分変更しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。(平成17年3月期は、該当ありません。)

■ その他有価証券評価差額金(連結)

(単位:百万円)

	平成17年3月末	平成18年3月末
評価差額	254,801	435,784
その他有価証券	254,801	435,784
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	103,405	176,805
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	151,396	258,978
(△)少数株主持分相当額	1,471	1,574
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△8	△15
その他有価証券評価差額金	149,916	257,388

(注)評価差額からは、平成17年3月末については、時価ヘッジにより損益に反映させた額3,730百万円及び組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額1,727百万円を、平成18年3月末については、時価ヘッジにより損益に反映させた額10,778百万円及び組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額△1,066百万円を除いております。

金銭の信託の時価等情報

■ 運用目的の金銭の信託(連結)

平成17年3月末、平成18年3月末ともに該当ありません。

■ 満期保有目的の金銭の信託(連結)

平成17年3月末、平成18年3月末ともに該当ありません。

■ その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(連結)

平成17年3月末、平成18年3月末ともに該当ありません。

デリバティブ取引情報

1. 取引の状況に関する事項(平成18年3月期)

(1) 取引の内容

当社グループで取り扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

- ①金利関連
金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション
- ②通貨関連
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ③株式関連
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ④債券関連
債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客さまの多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

- ①お客さまのニーズへの対応
当社グループで行うデリバティブ取引は、お客さまの多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客さまに商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っています。
- ②金融資産・負債のヘッジ取引
貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用してあります。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュ・フロー・ヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。
グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。
- ③トレーディング取引
短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っています。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、長短金利、債券・株式、外国為替等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスク、また資産・負債間の金利約定期間・時点、基準金利の違いから、金利変動により損失を被るリスクです。信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等から、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループ全体でのリスク管理に取組んでいます。

- ①市場リスク管理体制
当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っています。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しています。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社がバリューアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。)により設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としています。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しています。
- ②信用リスク管理体制
デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。
また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

2. 取引の時価等に関する事項

■ 金利関連取引

(単位:百万円)

取引所	金利先物	売 建 買 建	平成17年3月末				平成18年3月末			
			契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
店 頭	金利先物	売 建	457,665	240,785	△137	△137	561,187	75,993	62	62
		買 建	364,946	23,972	72	72	468,931	7,430	△392	△392
	金利スワップ	受取固定・支払変動	4,161,518	3,259,974	65,978	49,446	4,907,173	4,163,203	△11,963	△18,155
		受取変動・支払固定	4,045,790	2,925,062	△47,151	△28,370	4,800,208	4,101,123	44,570	50,958
		受取変動・支払変動	1,577,810	1,256,810	△565	△565	2,176,810	2,051,500	△4,498	△4,498
	キャップ	売 建	251,938	153,956	454	2,379	184,102	132,709	△1,226	1,134
		買 建	159,318	86,273	430	△300	131,647	85,347	1,740	243
	フロアー	売 建	10,300	300	317	△216	400	400	0	2
		買 建	15,250	4,968	332	220	6,848	6,599	235	144
	スワップション	売 建	5,085	—	19	153	42	—	0	△0
		買 建	7,399	—	44	△53	9,215	1,500	341	275
	合 計			/	/	18,210	22,628	/	/	31,322

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

■ 通貨関連取引

(単位:百万円)

店 頭		平成17年3月末				平成18年3月末				
		契約額等	うち1年超	時 価	評価損益	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益	
	通貨スワップ	1,203,725	970,273	8,408	13,556	1,682,617	1,593,958	7,329	△5,045	
	為替予約									
		売 建	304,676	28,300	△582	△582	667,386	26,960	28,937	28,937
		買 建	509,403	208,580	775	775	242,482	352,588	△4,195	△4,195
	通貨オプション									
		売 建	744,375	449,379	30,957	6,960	1,547,733	774,104	51,076	6,774
		買 建	812,995	449,035	42,483	4,428	1,725,361	799,837	35,218	△10,051
合 計			/	/	20,126	25,137	/	/	16,213	16,419

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

■ 株式関連取引

(単位:百万円)

取引所		平成17年3月末				平成18年3月末			
		契約額等	うち1年超	時 価	評価損益	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
	株式指数オプション	売 建	-	-	-	219,593	-	2,191	△550
		買 建	-	-	-	48,600	-	60	△41
合 計			/	/	/	/	/	△2,131	△591

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

■ 債券関連取引

(単位:百万円)

取引所		平成17年3月末				平成18年3月末				
		契約額等	うち1年超	時 価	評価損益	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益	
	債券先物	売 建	167,038	-	△1,580	△1,580	87,852	-	338	338
		買 建	-	-	-	-	17,113	-	△61	△61
合 計			/	/	△1,580	△1,580	/	/	276	276

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

■ 商品関連取引

平成17年3月末、平成18年3月末ともに該当ありません。

■ クレジットデリバティブ取引

平成17年3月末、平成18年3月末ともに該当ありません。

自己資本比率の状況

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。

■ 連結自己資本比率 (第二基準)

(単位:百万円)

		平成17年3月末	平成18年3月末
基本的項目	資本金	327,201	327,201
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	263,492	263,505
	利益剰余金	364,821	717,768
	連結子会社の少数株主持分	275,524	148,616
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	(※1) 264,200	(※2) 135,079
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式(△)	60	579
	為替換算調整勘定	△2,331	△1,946
	営業権相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	35,764	28,784
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計(上記各項目の合計額) (注2)	—	1,425,781
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	1,192,882	1,425,781
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注3)	70,600	135,079
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	49,023	48,258
	一般貸倒引当金	141,337	149,567
	負債性資本調達手段等	831,099	773,356
	うち永久劣後債務 (注4)	476,139	460,247
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	354,960	313,109
	計 (B)	1,021,460	971,182
	うち自己資本への算入額 (B)	1,021,460	971,182
控除項目 (注6) (C)	10,886	10,908	
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	2,203,457	2,386,055	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	21,555,855	22,903,450
	オフ・バランス取引項目	1,058,187	1,027,296
	計 (E)	22,614,043	23,930,747
連結自己資本比率=(D)/(E)×100(%)		9.74	9.97

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 2. 繰延税金資産(の純額)に相当する額は、当連結会計年度末は繰延税金負債となったため、該当ありません。また当連結会計年度末の繰延税金資産の算入上限額は570,312百万円です。
 3. 告示第13条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 4. 告示第14条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 5. 告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 6. 告示第15条第1項第1号に掲げる銀行持株会社等の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

当社は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、連結自己資本比率の算定に関し、新日本監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律並びに証券取引法第193条の2の規定に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手続に基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

(※1) 優先出資証券の概要(前連結会計年度末)

当社では、以下の「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」につき、平成17年11月18日に線上償還を行ないました。従って、前連結会計年度末には、連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上してはおりませんが、当連結会計年度末には計上してはおりません。

発行主体	Resona Preferred Capital (Cayman) 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	679億円
払込日	平成14年9月27日
配当率	平成25年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。
強制配当条件	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 ^(※1) が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 ^(※2) が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)
優先株式配当制限	当社優先株式 ^(※3) への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^(※4) 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

発行主体	Resona Preferred Securities (Cayman) 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	706億円
払込日	平成14年3月26日
配当率	平成24年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。
強制配当条件	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 ^(※1) が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 ^(※2) が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)
優先株式配当制限	当社優先株式 ^(※3) への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^(※4) 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

発行主体	Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	Series A 330億円 Series B 202億円
払込日	平成15年3月28日
配当率	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。
強制配当条件	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 ^(※1) が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 ^(※2) が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)
優先株式配当制限	当社優先株式 ^(※3) への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^(※4) 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

発行体	Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	Series A 326億円 Series B 249億円
払込日	平成15年3月28日
配当率	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 ^(注) が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 ^(注) が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)
優先株式配当制限	当社優先株式 ^(注3) への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^(注4) 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

発行体	Resona Preferred Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	150億円
払込日	平成15年3月28日
配当率	平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 ^(注) が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 ^(注) が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)
優先株式配当制限	当社優先株式 ^(注3) への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^(注4) 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

- (注) 1. 損失吸収事由証明書
当社に財政危機または潜在的な財政危機に伴う一定の事由(損失吸収事由)が発生し継続している場合に当社が発行体に交付する証明書。(ただし、損失吸収事由が以下の(4)の場合には、その交付は当社の裁量による。)
損失吸収事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。
(1) 清算事由の発生(清算手続の開始、破産宣告、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出)
(2) 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始決定、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に送付された場合
(3) 監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合
(4) 連結自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合
(5) 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合
(6) 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合
2. 配当可能利益制限証明書
当社のある会計年度の可処分配当可能利益が、当該会計年度中に到来する本優先出資証券の配当支払日における配当金総額を下回る場合に、当社が発行体に交付する当該会計年度の可処分配当可能利益を記載した証明書。
3. 当社優先株式
当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
4. 可処分配当可能利益
可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、当該会計年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものである。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行なう。

(※2) 優先出資証券の概要(当連結会計年度末)

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行主体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率、それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言 ^(注1) が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	当社優先株式 ^(注2) への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^(注3) 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	当社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行なう場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由 ^(注4) が発生した場合 (2) 直前に終了した事業年度について当社が当社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

(注) 1. 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由:

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由:

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由:

①債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

②債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言:

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2. 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3. 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、当該会計年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものである。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び当社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行なう。

4. 監督事由

当社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

単体財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成17年3月期 (平成17年3月31日)	平成18年3月期 (平成18年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金※1	3,987	99,008
前払費用	353	345
未収収益	1,309	4
未収入金	—	3,776
未収法人税等	—	63,422
その他	10,201	—
流動資産合計	15,851	166,557
固定資産		
有形固定資産※2		
器具及び備品	23	18
有形固定資産合計	23	18
無形固定資産		
商標権	89	77
ソフトウェア	22	15
無形固定資産合計	112	92
投資その他の資産		
関係会社株式	1,113,319	1,123,886
関係会社長期貸付金※3	300,000	110,000
繰延税金資産	—	8,281
その他	7	6
投資その他の資産合計	1,413,326	1,242,173
固定資産合計	1,413,462	1,242,284
繰延資産		
創立費	114	—
繰延資産合計	114	—
資産の部合計	1,429,428	1,408,841
負債及び資本の部		
流動負債		
短期借入金	40,612	—
未払金	—	347
未払費用	4,151	394
未払法人税等	89	13
未払消費税等	—	11
その他	11	14
流動負債合計	44,864	780
固定負債		
社債	95,020	160,000
長期借入金※4	331,000	131,000
関係会社長期借入金	220,000	100,000
固定負債合計	646,020	391,000
負債の部合計	690,884	391,780
資本金※5	327,201	327,201
資本剰余金		
資本準備金※8	327,201	327,201
その他資本剰余金		
資本金及び資本準備金減少差益	39,682	39,682
自己株式処分差益	—	12
資本剰余金合計	366,883	366,895
利益剰余金		
当期末処分利益	44,519	323,543
利益剰余金合計	44,519	323,543
自己株式※6	△60	△579
資本の部合計	738,543	1,017,061
負債及び資本の部合計	1,429,428	1,408,841

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書

(単位:百万円)

	平成17年3月期 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	平成18年3月期 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)
営業収益	74,594	317,582
関係会社受取配当金	63,411	309,067
関係会社受入手数料	4,671	4,662
関係会社貸付金利息	6,512	3,853
営業費用	18,008	15,504
支払利息※1	12,922	8,644
社債利息	1,013	1,513
社債発行費償却	415	435
販売費及び一般管理費※2	3,656	4,910
営業利益	56,586	302,078
営業外収益	148	173
受取利息	3	22
受入手数料	143	144
その他	1	6
営業外費用	165	122
創立費償却	114	114
弁護士報酬	37	0
その他	14	8
経常利益	56,569	302,129
特別損失	12,045	15,136
関係会社株式評価損	12,045	12,048
関係会社株式譲渡損※3	-	3,087
その他	-	0
税引前当期純利益	44,524	286,992
法人税、住民税及び事業税	4	△3,769
法人税等調整額	-	△8,281
当期純利益	44,519	299,043
前期繰越利益(△は前期繰越損失)	△921,272	24,499
減資による欠損てん補額	921,272	-
当期末処分利益	44,519	323,543

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 利益処分計算書

(単位:百万円)

	平成17年3月期 取締役会承認日(平成17年5月25日)	平成18年3月期 取締役会承認日(平成18年5月23日)
(当期末処分利益の処分)		
当期末処分利益	44,519	323,543
利益処分額	20,019	31,351
甲種第一回優先株式配当金	(1株につき24円75銭) 147	-
乙種第一回優先株式配当金	(1株につき6円36銭) 4,324	(1株につき6,360円) 4,324
丙種第一回優先株式配当金	(1株につき6円80銭) 816	(1株につき6,800円) 816
丁種第一回優先株式配当金	(1株につき10円) 1	(1株につき10,000円) 1
戊種第一回優先株式配当金	(1株につき14円38銭) 3,451	(1株につき14,380円) 3,451
己種第一回優先株式配当金	(1株につき18円50銭) 1,480	(1株につき18,500円) 1,480
第1種第一回優先株式配当金	(1株につき1円17銭8厘) 3,239	(1株につき1,188円) 3,267
第2種第一回優先株式配当金	(1株につき1円17銭8厘) 3,319	(1株につき1,188円) 3,347
第3種第一回優先株式配当金	(1株につき1円17銭8厘) 3,239	(1株につき1,188円) 3,267
普通株式配当金	-	(1株につき1,000円) 11,397
次期繰越利益	24,499	292,191
(その他資本剰余金の処分)		
その他資本剰余金	39,682	39,694
その他資本剰余金次期繰越額	39,682	39,694

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 重要な会計方針

(平成18年3月期)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品：2年～20年

(2) 無形固定資産

商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。

ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

創立費については、商法施行規則の規定により毎期均等額(5年)を償却しております。社債発行費は支出時に一括費用処理しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

当事業年度より当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

■ 表示方法の変更

(平成18年3月期)

(貸借対照表関係)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収法人税等」は、当事業年度において資産の総額の100分の1を超えたため区分表示しております。

なお、前事業年度の「未収法人税等」は10,150百万円であります。

■ 注記事項

(平成18年3月期)

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する資産が以下のとおり含まれています。

譲渡性預金 98,300百万円

※2. 有形固定資産の減価償却累計額は41百万円であります。

※3. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。

※4. 長期借入金のうち114,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

※5. 当社が発行する株式の総数

普通株式 73,000千株

優先株式 9,437千株

発行済株式の総数

普通株式 11,399千株

優先株式 9,437千株

※6. 当社が保有する自己株式の数

普通株式 1千株

7. 配当制限

当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

乙種第一回優先株式 1株につき 6,360円

丙種第一回優先株式 1株につき 6,800円

丁種第一回優先株式 1株につき 10,000円

戊種第一回優先株式 1株につき 14,380円

己種第一回優先株式 1株につき 18,500円

第1種第一回優先株式 1株につき 1,188円

第2種第一回優先株式 1株につき 1,188円

第3種第一回優先株式 1株につき 1,188円

※8. 資本準備金による欠損てん補

欠損てん補に充当された金額 731,916百万円

欠損てん補を行った年月 平成15年6月

(損益計算書関係)

※1. 営業費用のうち関係会社との取引

支払利息 4,019百万円

※2. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

給料・手当 2,239百万円

業務委託料 1,011百万円

租税公課 595百万円

土地建物機械賃借料 290百万円

支払手数料 254百万円

減価償却費 25百万円

※3. 関係会社株式譲渡損は平成18年1月に実施した株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行の合併に伴うものであります。

本合併は産業活力再生措置法第12条の9に基づく現金を対価とする合併であります。

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

取得価額相当額

器具及び備品 15百万円

その他 19百万円

合計 34百万円

減価償却累計額相当額

器具及び備品 15百万円

その他 4百万円

合計 19百万円

年度末残高相当額

器具及び備品 一百万円

その他 15百万円

合計 15百万円

未経過リース料年度末残高相当額

1年以内 4百万円

1年超 8百万円

合計 12百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 6百万円

減価償却費相当額 5百万円

支払利息相当額 0百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	802,216百万円
税務上の繰越欠損金	269,969百万円
その他	163百万円
繰延税金資産小計	1,072,350百万円
評価性引当額	△1,064,069百万円
繰延税金資産の純額	8,281百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.63%
(調整)	
受取配当金益金不算入	△43.75%
評価性引当額	△1.22%
その他	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.19%

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	△134,655円91銭
1株当たり当期純利益	24,536円53銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	13,304円80銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	299,043百万円
普通株主に帰属しない金額	19,954百万円
うち優先株式配当額	19,954百万円
普通株式に係る当期純利益	279,088百万円
普通株式の期中平均株式数	11,374千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	19,954百万円
うち優先配当額	19,954百万円
普通株式増加数	11,101千株
うち優先株式	11,101千株

2. 当社は、平成17年8月2日に発行済株式1,000株を1株に併合いたしました。当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期首に当該株式併合が行われたものとして計算しております。また、当該株式併合が前期首に行われたものとして計算した前事業年度の1株当たり情報は以下のとおりであります。

前事業年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

1株当たり純資産額	△159,940.97円
1株当たり当期純利益	2,155.48円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,543.71円

(ご参考)

なお、有価証券報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条1項1号の規定に基づく確認書を、添付しております。

(参考) 資産の査定額

(単位: 億円)

	平成17年3月末	平成18年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6	5
危険債権	26	24
要管理債権	222	210
正常債権	1,754	1,499

■ 業種別貸出状況

(単位: 百万円、%)

	平成17年3月末		平成18年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
製造業	2,215	1.08	936	0.54
農業	343	0.17	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	1,828	0.89	735	0.42
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	54	0.03	15	0.00
運輸業	629	0.31	471	0.27
卸売・小売業	4,929	2.40	1,747	1.00
金融・保険業	40,429	19.67	34,350	19.70
不動産業	33,017	16.05	8,386	4.81
各種サービス業	7,688	3.74	1,845	1.06
地方公共団体	—	—	—	—
その他	114,395	55.66	125,933	72.20
合計	205,527	100.00	174,418	100.00

資本の状況他(単体情報)

■ 資本金の推移

(単位: 百万円)

	平成17年3月末	平成18年3月末
資本金	327,201	327,201

■ 発行済株式数

(単位: 株)

種類	事業年度末現在発行数 (平成18年3月31日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	11,399,094.917	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	議決権あり
乙種第一回優先株式	680,000	—	
丙種第一回優先株式	120,000	—	
丁種第一回優先株式	120	—	
戊種第一回優先株式	240,000	—	
己種第一回優先株式	80,000	—	
第1種第一回優先株式	2,750,000	—	議決権あり
第2種第一回優先株式	2,817,807.861	—	議決権あり
第3種第一回優先株式	2,750,000	—	議決権あり
計	20,837,022.778	—	

■ 普通株式所有者別内訳

(平成18年3月31日現在)

区 分	株主数(人)	所有株式数(株)	割 合(%)
政府及び地方公共団体	11	1,261	0.01
金融機関	184	1,514,037	13.31
証券会社	121	308,888	2.72
その他の法人	12,733	6,887,392	60.54
外国法人等			
個人以外	492	858,367	7.54
個人	1	1	0.00
個人その他	282,253	1,806,841	15.88
合 計	295,795	11,376,787	100.00
端株の状況	—	22,307,917	—

(注) 1. 上記「個人その他」及び「端株の状況」の中には、自己名義の株式がそれぞれ1,933株及び0.652株含まれております。
 2. 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が2,683株含まれております。
 3. 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生日にこの定款変更の効力が生じています。

■ 大株主(普通株式)

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,648,239.000	49.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	370,323.660	3.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	165,858.900	1.45
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	101,352.000	0.88
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	98,829.000	0.86
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	98,313.250	0.86
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049.250	0.69
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	70,432.000	0.61
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	58,374.953	0.51
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	55,656.000	0.48
合 計		6,746,428.013	59.18

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 370,323.660株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 165,858.900株
 資産管理サービス信託銀行株式会社 98,829.000株
 2. 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生日にこの定款変更の効力が生じています。
 3. 大量保有報告書等の記載によると、預金保険機構は、上記の株式の他に、株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)から買い取った当社株式39,892株についてその議決権の一切の行使を株式会社あおぞら銀行に委ねることを承認しています。

■ 大株主(優先株式)

(平成18年3月31日現在)

優先株式	氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
乙種第一回優先株式	株式会社整理回収機構	680,000	100.00
丙種第一回優先株式	株式会社整理回収機構	120,000	100.00
丁種第一回優先株式	エイビー・インターナショナル・ケイマン・トラスト アクティングスルー イッツトラスティクイーンズゲイト・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(常任代理人 株式会社りそな銀行)	120	100.00
戊種第一回優先株式	株式会社整理回収機構	240,000	100.00
己種第一回優先株式	株式会社整理回収機構	80,000	100.00
第1種第一回優先株式	預金保険機構	2,750,000	100.00
第2種第一回優先株式	預金保険機構	2,817,807.861	100.00
第3種第一回優先株式	預金保険機構	2,750,000	100.00

(注) 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生日にこの定款変更の効力が生じています。

組織

■ 概要

当社は、完全子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びりそな信託銀行株式会社等とともに、りそなグループを構成しております。

当連結会計年度におきましては、奈良地域における営業力を一層強化し、同地域のお客さまにご提供するサービスのレベルを高めるべく、株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行の合併を実施いたしました。

また、子会社のグループ共通のプラットフォームとしての位置付けを明確にするため、前連結会計年度までは株式会社りそな銀行の子会社でありましたりそな保証株式会社、りそな総合研究所株式会社、りそなカード株式会社、りそなキャピタル株式会社など合計8社を当社の直接子会社といたしました。

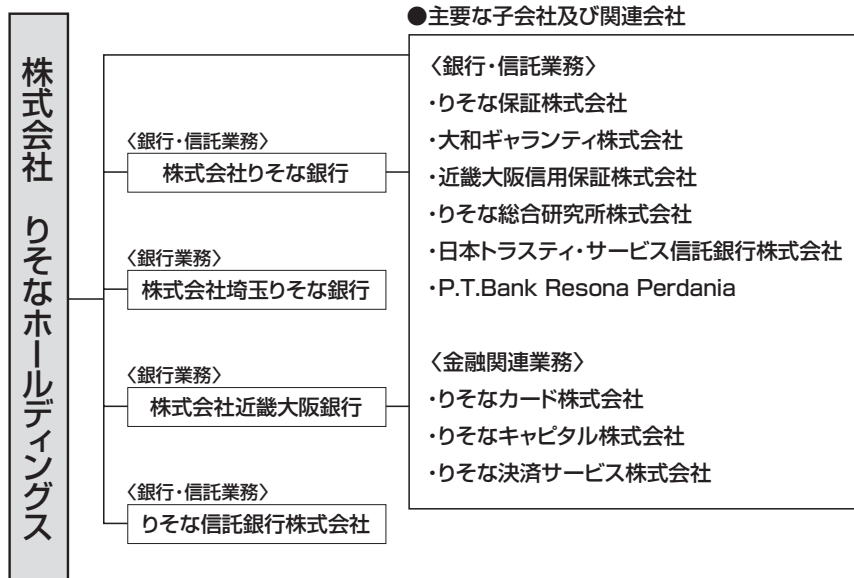
このほか、海外SPC1社が新設により連結子会社に加わった結果、当連結会計年度末における当社グループの連結会社数は、国内連結子会社15社、海外連結子会社21社及び持分法適用関連会社2社となっております。

■ りそなホールディングスのあゆみ

平成13年12月	大和銀行、近畿大阪銀行及び奈良銀行の3行が、株式移転により持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立。
12月	当社普通株式を株式会社大阪証券取引所並びに株式会社東京証券取引所の各市場第一部に上場。
平成14年2月	大和銀行より大和銀信託銀行の株式を取得し、同行が当社の完全子会社となる。
3月	あさひ銀行が、株式交換により当社の完全子会社となる。
4月	新しいグループ名を「りそなグループ」とする。
10月	当社の商号を株式会社りそなホールディングスに変更。
平成15年3月	大和銀行とあさひ銀行が、分割・合併によりりそな銀行と埼玉りそな銀行に再編。
7月	りそな銀行が、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行。
8月	当社とりそな銀行との株式交換により預金保険機構が当社普通株式及び議決権付優先株式を取得。
平成17年3月	りそな信託銀行が、株式交換により当社の完全子会社となる。
平成18年1月	りそな銀行と奈良銀行が合併。

当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

■ りそなグループの事業系統図 (平成18年3月末現在)



■ 従業員の状況

連結会社における従業員数 (平成18年3月末)	
従業員数(人)	16,123
	(15,489)

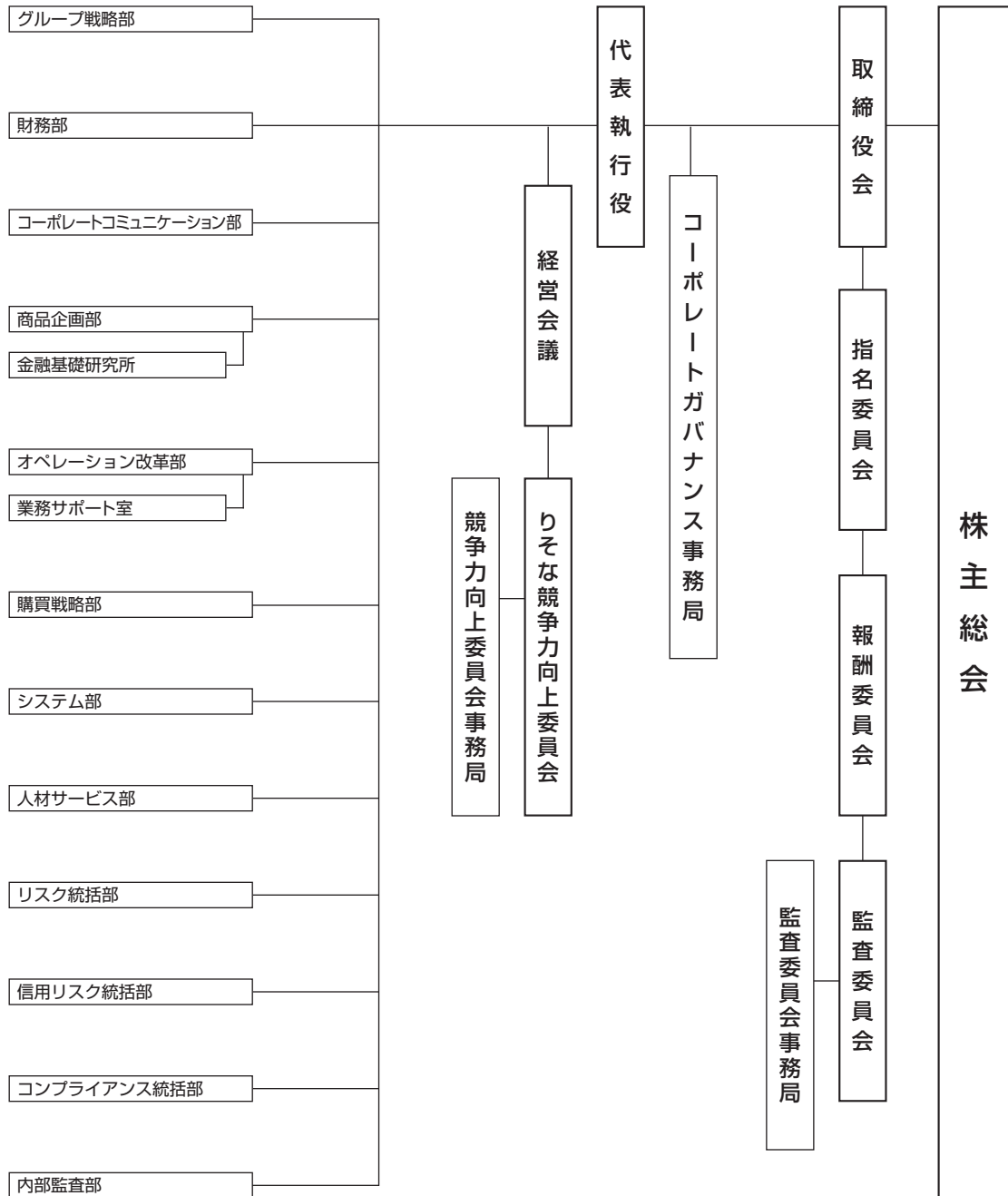
(注) 1.従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,926人を含んでおりません。
2.臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

当社の従業員数 (平成18年3月末)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
381人 (13人)	40.9歳	17.4年	7,985千円

(注) 1.当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であり、平均勤続年数は各銀行での勤続年数を通算しております。なお、嘱託及び臨時従業員は20人です。
2.臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3.平均年間給与は、平成18年3月末の当社従業員に対して各銀行で支給された年間の給与(時間外手当を含む)の合計額を基に算出しております。
4.当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

■ 組織図 (平成18年6月28日現在)



■ 取締役

(平成18年6月28日現在)

役職名	氏名	兼職
取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員	細谷 英二	(株)りそな銀行 代表取締役会長
取締役兼代表執行役社長	水田 廣行	(株)近畿大阪銀行 取締役
取締役 監査委員会委員	檜垣 誠司	
社外取締役 監査委員会委員長	箭内 昇	アローコンサルティング事務所 代表
社外取締役 指名委員会委員	渡邊 正太郎	(株)伊勢丹 社外取締役 (株)りそな銀行 社外取締役
社外取締役 報酬委員会委員長	小島 邦夫	(社)経済同友会 副代表幹事・専務理事 日本証券金融(株) 取締役相談役 (株)商船三井 社外取締役
社外取締役 監査委員会委員	飯田 英男	弁護士 関東学院大学 法学部教授
社外取締役 報酬委員会委員	奥田 務	(株)大丸 取締役会長兼最高経営責任者
社外取締役 監査委員会委員	川本 裕子	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授 (株)大阪証券取引所 社外取締役 マネックス・ビーンズ・ホールディングス(株) 社外取締役
社外取締役 指名委員会委員長	永井 秀哉	日本曹達(株) 常任監査役 (株)埼玉りそな銀行 社外取締役

(注) 箭内 昇、渡邊正太郎、小島邦夫、飯田英男、奥田 務、川本裕子および永井秀哉の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

■ 執行役

(平成18年6月28日現在)

担当委嘱等	氏名	兼職
グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当	野村 正朗	(株)りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員
グループ戦略部(埼玉りそな銀行経営管理)担当	川田 憲治	(株)埼玉りそな銀行 代表取締役社長
グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当	桔梗 芳人	(株)近畿大阪銀行 代表取締役社長
グループ戦略部(りそな信託銀行経営管理)担当	田中 卓	りそな信託銀行(株) 代表取締役社長兼執行役員
グループ戦略部(りそなビジネスサービス経営管理)担当	石井 進	りそなビジネスサービス(株) 代表取締役社長
グループ戦略部(りそな総合研究所経営管理)担当	深井 慎	りそな総合研究所(株) 代表取締役社長
コーポレートコミュニケーション部担当兼 コーポレートガバナンス事務局担当	中村 重治	(株)りそな銀行 取締役兼専務執行役員
人材サービス部長	山岡 和馬	(株)りそな銀行 常務執行役員 (株)埼玉りそな銀行 社外取締役 りそな人事サポート(株) 代表取締役社長
オペレーション改革部担当兼 購買戦略部担当	田村 泰博	(株)りそな銀行 執行役員
財務部長	東 和浩	(株)りそな銀行 執行役員 りそな信託銀行(株) 社外取締役
内部監査部長	小嶋 一晃	
リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当兼 信用リスク統括部担当	磯野 薫	
商品企画部担当	岩田 直樹	(株)りそな銀行 常務執行役員
グループ戦略部(新規事業)担当兼システム部担当	池田 一義	(株)りそな銀行 執行役員 (株)近畿大阪銀行 社外取締役
グループ戦略部長兼コーポレートコミュニケーション部 (IR)担当	野口 正敏	

子会社等の状況

■ 連結子会社

(平成18年3月末現在)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	設立年月日	当 社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区	百万円 279,928	銀行 信託	大正7年 5月15日	100.0	—
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区	百万円 70,000	銀行	平成14年 8月27日	100.0	—
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区	百万円 38,971	銀行	昭和25年 11月24日	100.0	—
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区	百万円 10,000	銀行 信託	平成13年 12月10日	100.0	—
あさひ銀リテールファイナンス株式会社	東京都千代田区	百万円 10,200	ファイナンス	昭和54年 7月5日	—	100.0
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区	百万円 47,800	信用保証	昭和50年 5月8日	50.9	49.0
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区	百万円 8,180	信用保証	昭和44年 7月23日	—	100.0
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区	百万円 6,397	信用保証	平成7年 3月17日	—	99.9
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	ファクタリング	昭和53年 10月25日	100.0	—
りそな債権回収株式会社	東京都千代田区	百万円 500	債権管理回収	平成12年 10月25日	100.0	—
りそなカード株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	クレジットカード 信用保証	昭和58年 2月12日	49.9	8.3
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区	百万円 4,500	ベンチャーキャピタル	昭和63年 3月29日	49.6	32.6
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区	百万円 100	コンサルティング	昭和61年 10月1日	49.7	42.6
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区	百万円 80	事務等受託	昭和55年 7月25日	100.0	—
りそな人事サポート株式会社	大阪市中央区	百万円 60	人材派遣 福利厚生	昭和62年 10月2日	100.0	—

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
Daiwa International Finance (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 10	ファイナンス	平成2年 12月28日	—	100.0
Resona Bank (Capital Management) Plc	英国 ロンドン市	千英ポンド 33,600	証券 投資顧問	昭和55年 12月29日	—	100.0
Daiwa PB Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 10	ファイナンス	平成4年 9月11日	—	100.0
P.T. Bank Resona Perdania	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシア ルピア 285,000	銀行	昭和31年 2月15日	—	43.4
P.T. Resona Indonesia Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシア ルピア 25,000	リース	昭和59年 11月7日	—	100.0
TD Consulting Co., Limited	タイ王国 バンコック	千タイバーツ 5,000	投資 コンサルティング	平成7年 1月12日	—	49.0
Asahi Finance (Cayman) Ltd	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 10	ファイナンス	平成6年 2月25日	—	100.0
Resona Preferred Capital (Cayman) 1 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 128	ファイナンス	平成14年 8月30日	100.0	—
Resona Preferred Capital (Cayman) 2 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 9,700	ファイナンス	平成14年 8月30日	100.0	—
Resona Preferred Capital (Cayman) 3 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 100	ファイナンス	平成14年 8月30日	—	100.0
Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 82	ファイナンス	平成15年 3月10日	100.0	—

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率 (%)	子会社等議決権比率 (%)
Resona Preferred Capital (Cayman) 5 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 4,000	ファイナンス	平成15年 3月10日	100.0	-
Resona Preferred Capital (Cayman) 6 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 100	ファイナンス	平成15年 3月10日	-	100.0
Resona Preferred Securities (Cayman) 1 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 124	ファイナンス	平成14年 3月13日	100.0	-
Resona Preferred Securities (Cayman) 2 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 9,600	ファイナンス	平成15年 2月12日	100.0	-
Resona Preferred Securities (Cayman) 3 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 1,300	ファイナンス	平成15年 2月12日	-	100.0
Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 99	ファイナンス	平成15年 3月10日	100.0	-
Resona Preferred Securities (Cayman) 5 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 4,200	ファイナンス	平成15年 3月10日	100.0	-
Resona Preferred Securities (Cayman) 6 Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 100	ファイナンス	平成15年 3月10日	-	100.0
Resona Preferred Finance (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	百万円 77	ファイナンス	平成15年 3月10日	100.0	-
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 1,170,500	ファイナンス	平成17年 7月11日	100.0	-

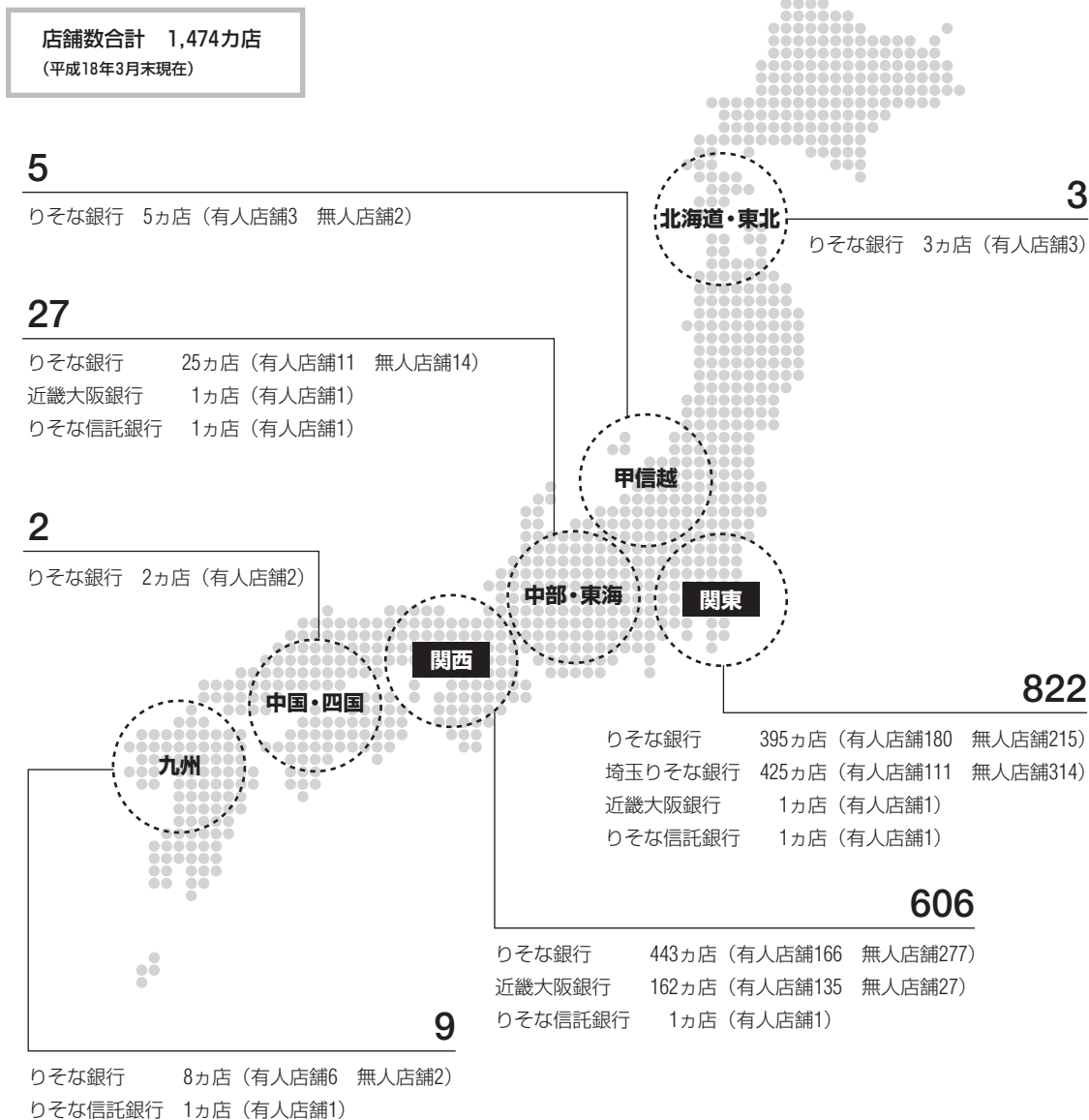
(注) 1. Daiwa International Finance (Cayman) Limited, Resona Bank (Capital Management) Plc, Daiwa PB Limited, Resona Preferred Capital (Cayman) 1 Limited, Resona Preferred Capital (Cayman) 2 Limited, Resona Preferred Capital (Cayman) 3 Limited, Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited, Resona Preferred Capital (Cayman) 5 Limited, Resona Preferred Capital (Cayman) 6 Limited, Resona Preferred Securities (Cayman) 1 Limited, Resona Preferred Securities (Cayman) 2 Limited, Resona Preferred Securities (Cayman) 3 Limited, Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited, Resona Preferred Securities (Cayman) 5 Limited, Resona Preferred Securities (Cayman) 6 Limited, 及び Resona Preferred Finance (Cayman) Limited は、清算手続中であり、2. あさひ銀リテールファイナンス株式会社は、平成18年6月22日に清算終了いたしました。

■ 持分法適用関連会社

(平成18年3月末現在)

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率 (%)	子会社等議決権比率 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区	百万円 51,000	信託 銀行	平成12年 6月20日	-	33.3
日本トラスティ情報 システム株式会社	東京都府中市	百万円 300	情報処理サービス	昭和63年 11月1日	-	33.3

りそなグループの店舗ネットワーク



■ 国内ネットワーク

(平成18年3月末現在)

	りそな	埼玉りそな	近畿大阪	りそな信託	合計	関東圏	関西圏
有人店舗数	371	111	137	4	623	293	302
無人店舗数	510	314	27	—	851	529	304
店舗数合計	881	425	164	4	1,474	822	606

- (注)1. 有人店舗は払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店を除く。
 2. 無人店舗は共同出張所を除く。
 3. 関東圏: 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県
 関西圏: 大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県

■ 海外ネットワーク (平成18年3月末現在)

	りそな	合計
駐在員事務所	4	4
現地法人 (インドネシア)	2社	2社



RESONA

りそなホールディングス ディスクロージャー誌 2006

本誌は銀行法第52条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行 平成18年7月

株式会社りそなホールディングス コーポレートコミュニケーション部
(大阪本社)

〒540-8608 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 電話(06)6268-7400

(東京本社)

〒100-8107 東京都千代田区大手町1丁目1番2号 電話(03)3287-2131

ホームページアドレス <http://www.resona-gr.co.jp>

この冊子は再生紙を使用しています。

